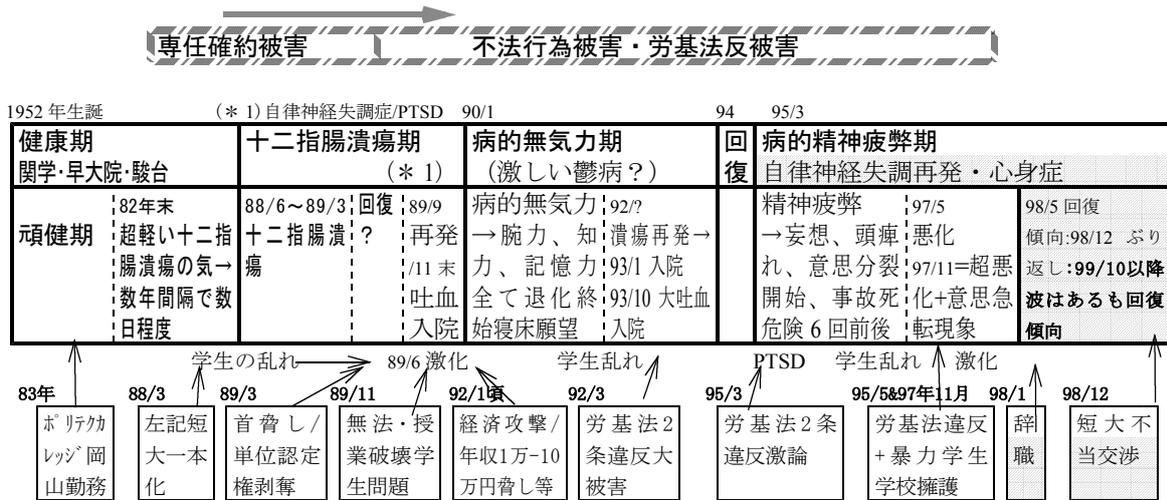


# 第4章：交渉について

- ◎概略図：この章の位置づけ
- 第一節：賠償交渉に関する私の再度の提案(★重要)
- 第二節：岡短との交渉に至るいきさつ
- 第三節：岡短不当交渉の問題点
- 第四節：あるべき交渉の姿
- 第五節：日本の人権救済の限界について

## ◎概略図：この章の位置づけ



この章の課題は、今まで述べてきた第1～3章の内容に基づき、

- ①具体的な賠償に関しての、私の提案、
- ②1998年8月～12月に亘(わた)る、岡短の不当交渉をこの文章でまとめる中で、事業団【現・「機構」】が、私のお願いした立会人と本来あるべき紳士的交渉するように通告すること、にある。

## 第一節：賠償交渉に関する私の再度の提案(★重要)

### 《◇-1：1998年11月の私の提案》→2010年微修正(分かり易くしたことと数値の修正)

1998年11月の事業団・岡短との交渉で、賠償に関する基本式を事業団との交渉文章-6で示した。2010年10月10日に文章を分かり易く修正した。{当時の文書は既に関係機関に送付した『恐るべき労基法違反・2004年版』に収録している。}尚、全体の損失額の概算は巻末の附属資料-5に添付している。計算方法に問題があれば、率直に問題点を指摘していただき、協議したいと考えている。

#### (1) 労基法違反部分の直接金銭損害全額賠償請求金額。

→約62万円前後と推定。……厳密計算するか、利息換算し70万円とするか、その他の案を考慮されたい。

【参考-1】(1999～2004年文書では)上記記述していたが、労基法に関連する損失額は【参考-2】の形で概算すると、207万9千円以上となる。また、労働契約にない他学生をいれるなどの二重労働などが事実ならば、(最低でも駿台夏期・冬期講習時時給並みで換算するため)賃金換算差額は約908万円を超えている労基法違反となっている【巻末

附属資料—5参照】。而（しか）も、岡短が事実を何一つ回答しないための推測値であり、事実が分かれば更に請求額が増大する可能性が高い。

## （2）専任確約の件に関する金銭被害分返還要求

→偶然か計画的か不明も結果として詐欺となり、専任確約とバーターで貢ぎ労働を強要し、私財を岡短に提供させられたことへの賠償額と返還項目。

## （3）1988年以降の病気に関する治療費・医療費賠償。

- ④1989年末～1993年末迄（まで）の吐血などによる四度の入院と知能が機能不全時期。
- ④1995年～97年度までの精神疲弊期（通院は月平均二度と一度の入院）。
- ④1998年～?年まで。→今後の損害賠償の件→何年から何年までを賠償の対象とするか。

## （4）1983年以降の逸失利益賠償等。

- ④1983年～1989年度迄→他の職業を棒に振った損失。
- ④1989年末～1993年末迄の吐血などによる四度入院と知能が機能不全時期。
- ④1995年～97年度までの精神疲弊期（通院は月平均二度と一度の入院）。
- ④1998年～?年までの賠償。  
→基本的には交通事故型賠償方式が望ましい。即ち、早大大学院修了した年に、本格的就職探しと同時にアルバイトをしていた。そのアルバイト中に交通事故に遭った。そこで、1989年以降は怪我（けが）のために、生活はバイト程度ならできても本格的な仕事は不可能となった。その場合の補償額（逸失利益該当分）と病気で苦しんだ慰謝料等からなる。

（5）その他の賠償→賠償金額によれば、この交渉のために費やした諸経費の実費を請求する場合もある。

上記の中で（4）の基本式については私は以下を提案した（悪まで一案）。

### ◎全体基本式 = $\alpha$ （生活賠償） + $\beta$ （病気慰謝料） + $\gamma$ （日常生活上支障分慰謝料）

ア）1983～1989年末まで→逸失利益をどう扱うか。

イ）1989年末吐血入院～?年迄の賠償

α）基本式→ $\text{④（通常健康であった場合に稼いでいた賃金額）} \times \text{⑥（短大との因果関係率）} \times \text{⑦（短大の責任率）}$   
=  $\text{④} \times \text{⑥} \times \text{⑦} - X$  : (何らかの理由で引く項目があれば、それが X である。)

### ④に代入項目の候補？

- ①岡山高校専任の年収 + 勤続年数該当分退職金
- ②駿台予備学校専任平均年収 + 勤続年数該当分退職金
- ③早大卒若しくは早大大学院修了者の平均年収 + 勤続年数該当分退職金
- ④短大で健康を害していないときの1990年以降の予想賃金→〔特に河合塾の件〕
- ⑤岡短専任の年収 + 退職金勤続年数該当分  
(⑤は専任確約がなければ岡短には最初から行っていない。また、岡短の荒廃ぶりでは体調悪化がなければ、専任確約があっても1990年か1991年には辞めていたことを考慮し、⑤の適用検討。)
- ⑥執筆業（著述業）による印税等々（この⑥は2010年追記）

$\beta$ ）病気で苦しんだことへの慰謝料→安楽死を願った苦しみの状況など。

$\gamma$ ）病気のため、結婚などの通常の社会生活が不可能となったことへの慰謝料。

上記と異なり、まとめての一括賠償でも可能→全項目をまとめて、ここまで補償するという形での形態でも、上記（1）～（5）を満たし、かつ社会常識に反せぬ金額の場合には交渉に応じる。ただし、大学院修了と35歳から45歳の働き盛りの人間という点は必ず考慮されたい。

### 【参考—2：2010年追記：損失額に関する資料】

ここに記すのは悪魔で概算であり、交渉再開してから厳密計算に入る。

### (1) 全体の概要：

詳細は巻末の附属資料—5を参照していただきたい。これは、知能の復活が一定可能となった2010年11月に簡単に概算したものであり、正確ではない。

丁寧な計算は、交渉に入ってからおこなった方がよい。何故ならば、岡短側の言い分も考慮し一つ一つ確認作業をし、確定しなければならぬからである。第5章に記しているように、闇の労働契約のため、計算は難しい。同時に、逸失利益型賠償の場合には、こうした計算は無視して、岡短専任確約がなかった場合に、私が他で得ていた賃金等で計算するため、岡短で被った労基法違反賃金計算などは、刑事罰適用目安以外では意味をもたなくなるからである。簡単に言えば、専任確約は計画的詐欺でしたとなれば、私が駿台などで専任となっていた場合の賃金と出版物への印税分の合計で計算することになる。この場合には岡短非常勤講師としての賃金不払額などのはした金は無視となる。ただし、医療費と慰謝料は別である。

### (2) 労基法違反被害の換算について、2010年から計算方法の変更について。

①前回は試験監督被害ならば、延べで換算せず何回被害を受けても、同一労基法違反ならば1回分として計算するというミスをしていた。当然、受けた被害分全部を加算することとなる。再試験監督なども同様である。

②YK課長の労基法2条2項違反も、前回までは1992年度のみとして被害額を計算し40万円余りとしていた。だが、YK氏の労働契約違反のため河合塾などを棒に振っており、彼が倍増などという契約を提示せねば、他の職場を辞めていなかったため、95年度に約束通りに週2回となるまでの期間、即ち92～94年度全体での労基法違反被害として計算している。

同時に専任確約で招聘され、そのため83～87年の岡短教員探しを私がしたことなどの経緯を考えると筋からもそうなる。また、その他の労働契約違反が多すぎることもあり、③も加味し、YK氏の契約違反による被害は92～94年度迄(40万円余り×3年)として計算している。勿論(もちろん)、異存があれば双方で協議すればよい。

③労基法違反撤回に費やした私の時間への損失補償である。例えて記す。労基法違反があり、後に労基法違反が撤回されれば被害額0円、労基法違反なしが前回の計算方法である。だが10年以上に亘(わた)り毎日労基法違反があり、それを撤回させるために、毎日8時間費やしていた場合には被害額を0円として計算せず、労基法違反撤回に費やした時間を損失額として計算すべきであり、今回は一部分をその方式とした。尤(もっと)も、全項目ではそうした計算をまだしていない。

④万一、私が聞いた労働契約の最初が間違えていて、「最初のは善意であった」は通用しない。何故ならば、善意であろうがなかろうが、労働契約はきっちりとして双方で締結する義務が岡短にはあった。正式に労働契約を結んだ上で、それ以上の恩恵を私にすることは歓迎するし、その場合には勘違いも起こらない。第5章闇の労働契約の箇所を読むがよい。もし、④を本気で言うならば四点反論する。

1)労働契約はきっちり締結する責任が管理職にあること。

2)専任確約で私が岡短に貢いだ額と、恩恵として与えられたという額では比較にならぬくらいに前者が多い。ましてサービス労働を考慮すると尚更(なおさら)である。

3)闇の労働契約のため、恩恵と受けた被害・損失を比べても後者が余りにも大きい(第5章等参照)。

4)闇の労働契約は岡短時代全体から見ると詐欺に使われたとしか思えない。而(しか)も、恩恵とは他の学校ほどの恩恵はなかった。駿台・真備高校でも、労働契約以外の恩恵は岡短とは比較にならぬくらい与えられている。

駿台では生徒への質問が多いとなると、ホテル代等々は年間通して一日追加して支払われている。交通費も私は新幹線通常料金を毎年度申請しても毎回グリーン車料金が支払われていた。他にも多数あり。真備でも、交通費は私がきっちり申請しても、岡山市からとはせず、実家からとの申し出を受けた。

再度言う。専任確約がなければ最初から岡短の教壇には絶対に立っていない。第1章参照。

もし岡短の(専任詐欺)にひっかかっていなかったならば、本来私は幾らを稼いでいたか。駿台のトップクラスは大臣所か総理よりも年収は多い。更に出版もしていれば印税も入っており、この場合には天文学的金額を稼いでいた可能性も否定できない。

## 《◆—2：1999年度の私の再提案：重要》(2010年時点でも筋の通った提案と思う)

1999年1月に、岡短に賠償額問題に関して、1998年交渉を踏まえ新たな提案を行った。それをまとめ分かりやすくすれば以下のゴシック文字の「★再度の私の提案」の内容となる。

この提案の趣旨は、自分のことはどうしても主観が入り、無意識のうちに「より多くのお金を、と考えてしまう」危険性があるため、**私は賠償額計算に関しては完全にノータッチとする。**ただし、不明点については、誠意ある疑問に対しては誠意を持ち、私の損得に拘(かか)わらず、ありのまま回答する。ただし、以下二点を条件とする。

(1)重要な問題のため、即答は原則として避け、質問に対しては膨大な資料や記憶をたどり後日回答する。即答した場合にも、厳密に後日調べ、誤った即答であれば訂正することもある。再度言えば、自己に不利か有利かではなく、事実のみを求める姿勢に徹するということである。

(2) プライバシーの領域に関する質問は、今回のケースとの関連度や内容の度合いにより、回答の有無を検討する。

それは下記に記しているように、プライバシーは守る権利があるのみではなく、他の犯罪を誘発する危険もあり、守る義務もあるからである。特に覚書類は私のみか、私の男性友人・女性友人のプライバシーに関するメモ及び実名で記しているため、彼らのプライバシーを守る義務があるため尚更そうである。ただし、こうした問題で特に事業団（現「機構」）などが、私に聞いて有利になる事項はなく、必要と思われる事項は私の有利不利に拘わらず『恐るべき労基法違反・2004年改訂版』に記載していた。

### 【覚書類の公開原則】

①今回の件に関係のある事項。

②上記の①でも、私及び友人に関するプライバシーに触れる箇所は③の原則を適用する。

③そうした類をどうしても聞く必要のあるときには、秘密保持のための制度保証の明記。

即ち、関係者の誰であれ、退職後であれ、秘密保持確約違反の場合には事業団（現「機構」や厚生労働省）として責任を持ち違約金を幾ら支払うなどの契約書の提示。同時にその項目に該当する専門家だけに回答するという手続となる。

ただし、こうした専門家が口外し、被害を受けた場合においても「機構」（「機構」廃止の場合には厚生労働省）の責任において処理をする（賠償額を支払う）。勿論、私の過失でこうしたプライバシー類が漏れた場合は除く。

④今回の件と無関係の事項を「機構」・岡短が公開を求めた場合には、良心的な第三者に公開の必要度等を相談の上で公開を検討する。ただし、公開の場合には③の原則を適用する。

## ★再度私の提案：（重要）

$$A（私の受けた被害全体額） \times B（短大との因果率） \times C（短大の責任率） = D（賠償額）。$$

〔前提〕 →短大・事業団がありのままに事実を言い、私の方も同様なことをする。

1番： A →私の指導教授や短大側の顧問の大学教授及びその他の常識人や超大手予備校関係者らでAを決定する。

（私の出した病気前の生涯設計関連補足書類の賃金一覧などの参照をも願っているが、その参考の有無は上記A関連者がすることであり、この書類は要求額等とは無関係の単なる参考資料ではない。同時に査定の名目で私の再就職や原稿・論文記述妨害は違法である）。

2番： B →中立・公正な数人の医師が病気関連のBを計算する。

3番： C →次に公正・中立的弁護士を含む法の専門家がCを決定する。

4番： 以上よりDの決定。

病気被害外の労基法違反などの直接損失・被害額はその種の専門家が算定しDに加える。

5番： Dの若干の修正 →上記より算出されたDが国等の類似の賠償の前例と大きく食い違い、「機構」が行き詰まった場合には、国のこの種の類似例の参照もある程度はやむを得ない。と、大幅な妥協も一応している。

6番： Dの私の側の判定 →数人の友人、（大学の）恩師、（知り合いの）常識人、（知り合いの）弁護士、間に入って貰っている市議会議員などに事業団・短大が提示した額が妥当かどうかを大まかに判断してもらい、この人達が妥当と言えればそこまでとする（私自身の主観は一切入れない）。この人達が違うといえれば再検討。

★ただし、事業団が上記1番～4番の方法でなく独自の方法で大まかなD若しくは5番を出し、それを私がお願いした立会人の新免議員若しくは恩師・後藤峯雄先生等がその金額などを聞き、妥当若しくはや

むを得ないと判断すれば、いきなり6番のプロセスに入ることもありうる。

以上、1999年1月に短大に出した手紙に記している{99年1月手紙、『恐るべき労基法違反・2004年改訂版』所収、p99参照}。私自身が幾ら我執的なものを逸脱した心境にあるとはいえ、**自分が絡む金銭のことには主観が入るため、上記より算出されたD（賠償額）については、私自身は原則として何の判断もせず、ある意味で事務的に処理する、という非常に筋の通ったことを提案した。**しかし、1998年末の交渉では拒否というよりも意図的に挑発され、体調を悪化させられ、動けなくなり、今日に至っている次第である。交渉には新免美作市議会議員に同席してもらっている。

上記1番にあげた指導教授としては後藤峯雄関西学院大学元教授（大学時代の指導教授）が望ましい。後藤先生には一定相談しているため、事業団（現「機構」）が後藤先生に相談されることを歓迎するし、またその結果は尊重する。後藤先生については、長年に亘（わた）り懇意にさせていただいている先生であるが、こうした数値上の問題は主観でなく科学的・客観的に判断される方である

### 《◇—3・映画・TV類説の場合》

（I）万一、映画・TV説の場合には、

①即座に（私の身内であろうと、政府関係者であろうと、誰であろうと）関係者全員の逮捕及び（「機構」、岡短の職員・学生？、また既に述べた“二重労働の件”関連加担者も含め）末端の関与者に至るまで刑事罰の適用、

②即座に映画か何かを中止させること、

③当然撮影フィルムなどの差押えと放映中止などの措置、

④その事実を私に全て告げることが不可欠である。

なお、この映画説類の場合の賠償額は本文第3章第六節の《◇—4：妄想でなかったならば》を参照していただきたい。

（2010年11月時点の心境）→『閉じた窓にも日は昇る』から抜粋（斜め字の箇所）。文中のMK学院とは……学院高校のことである。

「機構」は、二〇一〇年の通常国会で、改廃が決まる可能性もある。その場合には、恐らく一二年に統廃合されると想像している。それまでに決着をつけねばならない。

慰謝料、（労基法違反による損失額のみか、私の私物を奪った被害＝事実上泥棒行為による被害などの）損害賠償金額、逸失利益の支払である。金額については、私は一切口を挟まないと記し、政府諸機関に送付しているため、口は挟めない。

ただ、岡短を辞職し自宅監禁のみでも、もう一三年、実家に連れ戻され監禁されてからでは二三年となるため、「正当な額ではなくても（低くても）、和解するしか手はない」と恩師・後藤先生に本年（二〇一〇年）一月にお話しさせていただいた。

逸失利益に関しては、私に回ってきた仕事で、収入が平均的な物を選んで決めるのが、双方が和解する上で早いかもしれない。結論から言えば、私という労働力商品の価値はもの凄（すご）く高いとしか客観的には思えないが、岡短辞職直後にMK学院という高校から専任条件で教壇への誘いがあったこともあり、もう面倒なためその高校での専任として働いた場合の金額を参考にして、逸失利益を決めるのが早いのかも、ふと考えた。

ただし、私は金額については口を挟まないと公言している以上、金額を決めるのは私ではない。参考までに、私側の人物と思われる後藤先生や交渉立会人・新免議員には右記を伝えている。

再度言うが、金額に関しては私は一切口を挟まないと公言した以上、原則として、私が額について論じることはできない。MK高校専任並賠償で手を打つと記述したことも、厳密に言えば無効である。要するに額を決めるのは私ではない、が全てである。

## 第二節：岡短との交渉に至るいきさつ

→参考記述と岡短労基法違反後遺症症候群の吟味も兼用

### ①1998年3月23日

この日、私が短大の授業時に使用していた視聴覚教室の掃除や後片づけに行く。

この場で短大因果の病気のため、少なくとも1997年11月の暴力学生的一件から100%辞職を余儀なくされているため、1998年の医療費を支払ってほしいと要請するが断られる。

この時点においては、理不尽であると思うが、短大相手の闘争は金銭のみでも得るものよりも失うものの方が大きく、割が悪いと思ったのが当時の心境であった。また、一刻も早く女郎の「足抜き」の如（ごと）く、短大と縁を切らねば、更に闘争を利用され、私の時間を無料で提供し、逆に短大の宣伝をさせられるというような心境もあった。

よって、金銭面からも、健康面からも一刻も早く短大と縁を切りたいというのが本音であった。賠償交渉や訴訟などは万一勝っても、今後健康になり適切な職にさえ就けば正式に働いて得られると推測される金銭に比べると割が悪いと考えていた。また交渉に多大な時間を取られることによる研究や勉強時間面での大損失という心理もあった。

しかし、ネックは政経の教師でもあるため、この労基法違反その他の被害で泣き寝入りをしたならば、これ以降に、大手の教壇に立ったときに学問に真摯な姿勢の学生が私の授業を信用するであろうか。この一点が気にかかっていた。

この頃は賠償額自体は考えておらず、万一、この日短大が過去の労基法違反による金銭被害の損失と、97年度の労基法違反による被害の損失と、更に98年から私の病気を治すための、また治るまでの医療費と生活費を一定補償したならば、もうこれで短大にすれば「上等」と考え一切行動は起こしていなかった。

否（いな）、ひょっとすると、98年の医療費として10万円の实費と（岡短用に作成した）テキスト作成代金やその他の当然社会常識上得るはずの賃金等として10万円でも支払われていたならば、今後の（私の）学生への面子も立つと思ひ、わずか20万円くらいで恐らく引き下がり、短大・事業団とは一切関わり合いを持たず、自分の能力の向上に努めたであろう。

大儀がない場合には訴訟や闘争もビジネスであり、費やす労力や費用と闘争せず自分の健康・能力を回復させて、他で得られる収入を天秤（てんびん）に掛けると100%短大との縁切りを望んでいた。

しかし、この大儀がひっかかり、友人関係からも「やる価値がある……」の言動から、闘うか縁を切るかで迷っていた。何よりも、女郎部屋からの「足抜き」をしたい心境があり、関わるとまた無料奉仕を何らかの形でさせられるのではという10年以上に亘（わた）る恐怖心が存在していた。尚、この頃はまだ1990～93年の状態が病気という自覚すらなかった。短大因果・短大の責任によるあの恐ろしい精神の後退や異変を、自分では病気とは思っていなかった。十二指腸潰瘍などの内蔵のみ病気とはっきり認識していたにすぎなかった。

【参考—3：1998年3月23日日程表と3月24日日程表より抜粋】→〈 〉内は今回補足箇所。

短大の件→駿台と異なり、全くやる気が起こらず。正確には相手に一切したくないというのが本音、正当な補償を諦めても相手に一切したくないということ。相手にしても得られるものが少ないということ。あるいは時間の損失ということ。……要するに、対象がひどすぎること。ひどいとはお粗末すぎる、ちょうど〈倒産した〉倉敷英数学館相手〈での賃金不払問題と〉同じ心境。……

短大には、労働条件と元手等から言えば、はっきりいって私が、いろんな物をめぐんであげる、というよりピンハネ強制労働職場が実体でしかない、よって、多少の金〈が〉得られずとも、英数学館と同様にかかわりあいを早く切りたいというのが本音。では何故動くか。24目コメント続く

[24目コメント]では何故短大〈を〉あいてにするのか。政経教師のため、泣き寝入りすると、後まともな職場での授業で学生の信用を失うため、やむなくせざるを得ないという、ただこの一点のみにある。

特に労働省、労基法等に対しては。心情的には、逆にこちらが、課長に少し金をやっても、ここでの強制労働から逃れねば人生を台無しにするということ。昔で言えば、女郎の身請けを誰かにしてもらおうと同じ心理。所詮、短大はちょっとしたカメラ部品を調達するための、簡単なバイツ的賃金（労働条件）でしかない。それが、その賃金でこんな馬鹿な時間と経費〈を〉とられ、不愉快かつ健康に悪いとは昔の女郎と同じということ。よって、一刻も早く相手にしたくないということ。……

## ②1998年4月末から6月頃

そうした迷いの中で、次のように考え割り切って闘争をすることにした。

「短大・事業団との闘争が割が悪くても、これを生きた教材にすれば、それのみで元手は取れるではないか」ということである。即ち、生きた教材あるいは迫力を有する教材を作成するには何百冊という文献を読んでも不可能なときがある。そこで、この短大の事例を通して、日本の労働行政が如何（いか）に問題だらけであるかを、迫力のある文章で教材にすれば、本来一つの教材を作成するための模索と資料収集費用を考えれば、一定時間をかけても元が取れるのではないかということである。そこで教材作成に専念した。

そして、それは全過程で私の受けた被害、それに対して労働省に救済を求めたり、特殊法人雇用促進事業団に問い合わせをしたら、彼らがどう反応するか、その姿も連続教材として日本の労働行政の実体を教材化することである。そのためには、労働省と雇用促進事業団にも誠心誠意をもち、多大な時間をかけ、長くもなく短くもなく一番読み易（やす）い形で手紙を事前に出さなければならぬ。

尚、労働省宛への手紙は友人の労働基準監督官のアドバイスで「そんな職場がこの世にあるのか！労働省に手紙を出せ……ただし〇〇課だと握りつぶされるので〇〇局にだせ」とアドバイスを受けた。しかし、私は筋を通し、雇用促進事業団担当係に手紙を出した。案の定返事は来ない。

そして、この文章をまとめる中で、私の過去の病気の本質（少なくとも）かなりの部分が短大の不法行為や過失に原因があったことに気づき始める。だが、1998年夏迄は、1990～93年の知力・腕力等の喪失は自分では原因のメカニズムがまだ分からなかった。

この頃の目標はこのわずかな金額を得るか、得られねば社会への告発として、せいぜい朝日新聞かどこかの新聞の論壇程度に掲載されれば、これで一応私の政経教師としての任務は終わり、後は健康回復まで自分の勉強主体と考えていた。

単刀直入に言えば、短大・事業団との闘争は勝ったとしても、賠償を幾ら勝ち取っても、関わらずに健康を回復して自分の能力が生かせる仕事についての方が得られる収入は大きいということでやる気はない。しかし、大儀や政経の教師としての責任上からやらざるを得ない。その空（むな）しさを覆い隠し、自らのストレス抑制のための言い訳として「教材にすればメリットがあるではないか」と思い込ませた面もある。社会告発はそんな回りくどいことをしない。私は単刀直入型である。

## ③1998年7月

1998年7月27日、労働省及び雇用促進事業団へ、「労基法違反による損失・損害補償」文書を書留で送付。中に返答用紙を同封し、電話は岡短で過去好き放題言われたため、同封の返答用紙で返事をしていただきたいと明記しておいた。

## ④1998年8～9月

1998年8月20日に短大から面談についての電話が入る。そこでこの短大交渉のための文書を作成し始めるや、いろいろな問題が分かってきた。また短大が次節で述べる如く、不当交渉を行ったため、頭に来て、東京へ弁護士に相談に行ったり、あるいは政党に直（じか）談判しようとしたりすることも計画した。後者は母の健康上からのアドバイスで先送りした。

こうした中で、体調の一進一退を医師に相談する内に、過去の病気に気づいてきた。短大との交渉文章をまとめる中で、更に、はっきりしてきた。

即ち1990～93年は大病であり、それは十二指腸潰瘍よりも精神面の方にあったということが。これが9月初めである。しかし、まだ完全にはっきりしたと言える段階ではなかった。ただ、95年以降に起こった車運転中の頭の白紙化などが岡短因果から生じた病気であることなどがはっきりしてきた。それまでは、病気の本質が精神であるにも拘（かか）わらず、それを病気とっていなかった。特に90～93年は。精神に関連する病気は、そのピークのときなどには、自分では全く病気とは思っていないのである。

97年の交通事故の件でさえ、途中頭が白紙化したが、それは誰かが私に催眠をかけたと信じており、病気とは全くしていなかった。これを病気と考え出したのは98年秋の短大との交渉の頃からである。

否、今なお、誰かが私に催眠をかけ、車を見るや頭が麻痺（まひ）するようにしたのではないかという思いがある。

精神の病気は、自分では全く病気とは思わず、相当後になり病気を疑いだし、次にその原因を考えると

いう過程をたどる。岡短の不法行為等のため精神面であれだけ異常を起こさせられても、内臓以外は病気とは全く思っていなかった。これらは、主治医とのカウンセリングを通じて徐々に分かってきたものである。それまでは、通院しても体調悪化時以外は薬を貰（もら）うだけであったが、98年秋の短大との交渉の頃から毎回診察をお願いし、カウンセリング的な形で病気の実体に迫っていった。

当然、心身症などと思ったことは95年、96年、97年前半には全くない。90～93年は自分では十二指腸潰瘍にのみ気をつけ、精神の意識の後退は「どうして気力がないのかなあ」とか「年で急に腕力も衰えたか」とか、それどころかそうしたことを考えず「ともかく早く横になり寝よう」。昼でも夜でも朝でも。短大の授業中ですら、早く床に入りたいであり、精神が病気など考えることより寝床に入ることだけを考えていた。それを異変とも思わず、医師にも当時の状況の中で4年間相談をしていないし、94年以降も相談をしていない。95以降の症状は、97年末頃から少しずつ気になり、一部相談し始め、90～93年の症状は98年秋から漸（ようや）く相談し始める始末である。精神の病気は、自分では相当経（た）たねば分からないということである。どんなにひどくとも。否（いな）、ひどいほど分からない。脳が機能していないから。

こうして、短大との交渉を行うが本章第三節に記した如く不当・破廉恥交渉のため、98年末から病気がぶり返し、社会告発文章を書こうとするや精神に異変が起こり、一向に前に進めぬ状況にあった。

【参考—4：1998年9月21日程一覧より抜粋】→〈 〉内は今回補足箇所。

「★病気の本質に関するこの間の仮説への確信が高まる

☆病気→本質精神面との確信更に高くなる。この日食べ過ぎるも食べ過ぎによる胃もたれ久々に経験するも、この間の胸焼け・不快感とは症状全く異なる。気分の悪さも比較〈に〉ならず〈に軽い〉。また時間〈が〉たてば基本的に不快感はない。水も脱水感より〈飲んだのであり〉で〈胸焼けや〉不快〈感を〉押さえるため〈に飲んでいた〉この間〈95終わり頃～98年初頭の間〉の症状とは大きく異なる。」

### 第三節：短大不当交渉の問題点

- 馬鹿馬鹿しい破廉恥交渉であったが、参考までに記述
- 岡短労基法違反被害後遺症候群(PTSD)の再実証でもある。

#### 《◇-1：短大不当交渉の問題点》

結論から記す。相当な不当交渉であった。

しかし、短大で10年に及ぶ一部の事務員の言動や行為に比べればこの不当・破廉恥（はれんち）交渉ですらまだましであった。現に病気が再発し少しづり返しても、嘗（かつ）ての如く4年に亘（わた）る意識の完全後退や吐血などには至らなかった。

過去10年間はこのようなものではなかった。この不当交渉は新免議員がいたおかげでここまでですんだ。あるいは松尾副校長がいたのでMK課長も遠慮し、従来の態度を見せなかったのかもしれない。今考えると、この不当交渉は岡短の私への挑発的人体実験であった。確かにこのことに対して怒ったが、立会人がいないときになされたことは悪意もあるが、ルーズさの押しつけでありこんな物ではなかった。

また言動の内容が玉虫色であり、教育機関には相応（ふさわ）しくなかった。学生が真似（まね）をし出すことを考えると、教育に長年携わった者として、恐怖を感じる。こうした学校に学生がいたら、それこそ「人の顔色ばかり窺（うかが）う」人間となる。即ち、強者には大人しく、穏健な人や優しい人には好き放題を言い、弱者に対しては無法を働く人間となるであろう。正直にストレートにかつ誠意をもって、通常の日本語で話したり、記したりできないのであろうか。

まず交渉までの手紙でのやりとり等での問題点を記す。私と岡短との手紙内容は『恐るべき労基法違反・2004年改訂版』に収録しているが、今回はポイントのみ記述する。

《1》「私の事業団・労働省宛への手紙」（98年7月21日）に「……重要な内容ゆえ、問合せの必要性は当然あると思います。しかし、病気が神経系統であることから激論等は即健康悪化につながるため、電話での問合せはおやめ下さい」と記していた。

すると、即1998年8月18日に電話で返答をしてくる。しかも、私からの手紙には返信用封筒と返信用切手を同封し、更には返信用用紙も同封していたのに。

このときの電話には居留守対応した。

《2》その後で、岡短から手紙で「……辛苦の思いをされているとのご様子なので、当方といたしまして一日も早い話し合いができればとお察し申し上げます（98年8月17日付）」と返答があった。

《3》そこで、私の岡短への手紙（98年8月21日と24日）で「……②第三者の必要性につきましては、体調の関係上、悪質な興奮や緊張が即体調悪化（吐き気、胸焼け、不快感や頭の長期のしびれ等）につながるため、こうした方がおられますと何かと精神が落ち着くのみならず、万一途中で体調悪化の時には後の話し合いを依頼できるからでもあります……」と必要事項を記して返送した。尚、立会人（第三者）の候補としては、高校時代の担任UT先生、大学時代のゼミ指導教授関西学院大学後藤峯雄教授、上京の場合には友人の弁護士（神田君）の名前を挙げていた。

《4》岡短から私への返答（98年8月28日）では「いずれに致しましても③第三者（付添い）を要する健康状況の中で、その事も無視できませんので、詰まり、現状で無理を押しまで面会することは、人道的に成さぬ事ではないかと思われるところであります」と返答してきた。また「②もし病気悪化の懸念される中での話し合いは、当校として責任を負い兼ねますので適切では無いのではと心配いたしております。ご容体回復を優先としていただき、その経過良好のうえで面会話し合いの場を設けることも大切なことかと推察されます」と記されているのを見て頭に来る。

交渉して健康を害したら困るので、交渉は健康になってから行うべきが人道的であるについては、これで激怒した。時効狙いを警戒したからである。

兎（と）も角この返答への問題を三点記す。

第一に「紳士的な交渉ならまず健康を害することはない」と記していたが、それでは紳士的な交渉をする気がないのか、ということである。

第二に、人道的は嘘（うそ）も嘘である。病気で仕事ができずに医療費もなくて困っているときにそれを引き延ばされたらどうなるか、という問題である。逆に健康で働いているときなら損害賠償交渉は時には遅れても困らないが、病気のど真ん中で仕事ができないときに医療費の支払いも拒否し（1998年3月）、引き延ばしをされたらどうなるであろうか。人道という言葉をつかう前に教育機関ならば、当面は完全に確実な部分の賠償のみでも行い、当方の医療費などの経済状態を考えるのが筋でもある。

第三に、こうした形で引き延ばしをされた場合でも、労基法115条によれば労基法違反は2年で時効となり、不法行為に関する損害賠償は民法724条によれば、原因等がはっきりしてから3年である（不明の場合には事件が起こってから20年である）。よって、私が紳士的な交渉なら病気が悪化することはまずないと記した以上、上記の形で引き延ばされたならば労基法違反はあつという間に時効となる。

1998年8月に手紙を出したときには労基法の時効問題が一番頭にあり、当然引き延ばしをされれば交渉中断中でも交渉中でも時効は進展することを恐れていた。本当に良心的かつ教育機関ならば、「先生の病気が安定されるまで交渉は延期させていただきますが、民事事その他の時効についてはその期間については時効を中断する新たな画面による契約を双方で結ぶのでご安心下さい」などの趣旨の一筆がなければ頭に来る。おまけに岡短は引継ミスを利用して膨大な金額の詐欺をした学校である。

ちなみに、現在は昨年（98年）末の不当交渉で病気がぶり返し、身動きできなくなったため、これが不当交渉であることが実証できれば時効開始起点は更に延びて当然である。

ただし、2010年現在は次のように考えている。政府関連機関においては民事時効は存在しない（国民年金の事例、ハンセン病患者の事例等々）。更にバトンタッチ型危害の場合、辞職後もパッチテストに名を借りて被害を受け続けていれば、刑事・民事を問わず時効は存在しないとも考えている。

次に二点追記する。

このときは立会人を嫌がったと解釈し、頭に来たが、今は私を試したと見え、同様に頭にきている。しかし、立会人——人が見ているとなると態度がガラリ——と変わり、通信費をくれた。通信費同封等はここ数年では考えられぬことがまず起こった。通信費等とは何年ぶりのことであろうか。通信費といっても切手80円×2枚であるが。卒業式、入学式の出席の返送は返信用葉書が同封されているが、学生への通信や学生宛への手紙の費用、引継用時の賃金どころか切手代もせず、授業での消耗品〔OHP用紙1枚200円等〕でも、職員が学校が支払うと言った後で、故意に私を怒らせ、請求不可能とし、自腹とされていた。だが切手代160円くれた。こんな丁寧な気遣いは何年ぶりであろうか。

このときの文書返答も問題だらけで、私を怒らせるように、**私の名前（浜田隆政）を浜田隆正**としたりする等を故意にしていた。また、後に記す98年12月の破廉恥交渉では問題ある回答を岡短がしていた。

しかし、通常の人々の感想と違い、私から見れば立会人を出したため、これでも1989年～98年1月よりははるかにましであった。人（立会人など）が見ていると態度がガラリ変わった。今考えると私を故意に怒らせようと出鱈目（でたらめ）返答をしたのであろうが、98年12月28日会談ですらMK課長言動などは、彼が1997年にした態度よりは遙かにましであった。岡短時代の出鱈目ぶりはあんなものではなかった。人が見ているとガラリと変わった。

なお、第三者を置かないというのは、友人宛への手紙に記したが、こうした交渉ではあらゆる角度から考えて論外の話である。あんな犯罪者の学校及び雇用促進事業団と当時の体調で立会人抜きで会えるはずがない。その前に立会人を出さねば交渉すら応じてこなかったであろう。せいぜい賠償額として1万2千円ほど支払いケリをつけようとしたであろう。逆立ちしても、岡短因果で休んだとしてすら、97年度末までの賃金の残り（約8万円）を支払うなどは考えられないし、実際に98年3月に要求しても拒否されている。交渉に引き出すためには立会人などは不可欠であった。

更に、岡短は私への対応の窓口を犯罪者であり、加害者であるMK課長を据えていたのである。MK課長は、労基法違反の賃金不払い・賃金遅延該当者であり、不法行為の該当者であり、また現在でいうパワハラに該当する言動・態度の人物である。こんな人間を相手に立会人抜きに交渉すれば体調悪化は避けられない。勿論、岡短には穏和・穏健な人物がおり、そうした人だけが来るのが分かっていたら、交渉しても体調は悪化する危険はまずない。それでも、こうした交渉には立会人が必要である。テープ・レコーダーで録音するよりは、立会人を置く方が紳士的であり、同時に証拠能力も原則としてある。

【参考—5：第一回会談に関するメモ】（1998年11月16日程一覧より抜粋）→（ ）内は今回補足箇所。

11月16日→短大・事業団との第1回交渉（短大松尾副校長、MK課長：私〔浜田〕、新免議員）

松尾氏「非常勤待遇としての対処を考えてきたが、専任待遇他で再検討のため今回は賠償等の事は出さずに次回へ繰り越したい」。

私＝交渉文章No.1～6と付則文章を元に解説約2時間。

「いかなる誘惑あろうとも適正値以上求めず、困難あろうとも適正値以下なら妥協せず。偽証以外に対しては、消費者運動的圧力は筋違いであり、短大責任率等の議論時は第三者（双方同意の良識人、機関、裁判所等）調停が筋」と明言。

### 《5》この後、98年9月19日に上京し、東京法律事務所へ行く。

東京法律事務所の親友神田弁護士に法的問題を16時から22時前まで相談する。彼から「弁護士費用その他より、浜田さんが自分で訴訟をした方が良い」とアドバイスされる。また、「国の立替え制度はあるにはあるが相当該当要件が難しいし、万一可能でも弁護士が選択できないため自分でする事を勧める」との事であった。しかし、自分で訴訟できるような精神状況ではなかった。

《6》なお、この後行われた**第一回交渉（98年11月16日）**は無事終了した。体調悪化もなかった。

## 《◇-2：二回目交渉までの挑発》

二回目交渉は**交渉の手続から問題だけであった**。

12月23日（水曜）にいきなり岡短から手紙が来て、12月28日（月曜）に会談したいと申し出があり、返信用封筒に80円切手一枚のみ添付されていた。短大は（この頃は）土日休みのため、12月25日（金曜）迄に返事の手紙が短大に着かなければならない。ちなみに、我が家（岡山県美作市）からは、郵便配達の関係で、新倉敷駅近くの岡短よりは大阪市の方が早くつくような経路にある。少なくとも1996年当時は出す時間によれば、速達でも1日早く大阪に着き、岡短には翌日には着かないということを知っていたことがある。手紙を受け取った23日（水曜）中に近くのポストでなく遠方の郵便局まで自転車で出かけ返信用封筒を投函（とうかん）しなければならないと、当時は考えていた。

だが、私の日程のみではなく間に入っている新免議員（我が家から往復十キロの所に在住）の都合もあるため、手続は短大の手紙受信→新免議員の28日の都合確認と許可→それを受けて28日会談が可能か不可能かを記して短大への返信用手紙書き→新免議員に手紙の吟味と許可を得て→ポストでなく郵便局での投函である。これらのことを、手紙を受け取った当日の23日中に全てしなければならない。しかも、我が家近くのポストは1日1回しか集配に来ないため遠方の郵便局まで行き投函しなければならない。

車は病気で乗れないし廃車にしている。雨が降ったら大変な日程である。よって、手紙を見るや23日（水曜）に新免議員は昼間は仕事をしているため、かわりに新免議員の奥さんがバイトをしている店（我が家から往復4キロ）まで自転車で駆けつけ、新免議員の日程を聞くが当日（水曜）は仕事で返答は無理とのことであった。

概要を伝え、翌24日「新免議員が28日に可能かどうか聞きに来る」と言った後で、家に帰り、すぐに短大返信用の手紙を二通書き（一通は新免議員の都合で28日〔月曜〕会談は不可能である、もう一通の方は新免議員は都合がつくということで28日〔月曜〕にお待ちしています）、それを持って、24日午前中に新免議員の奥さんに見てもらい、許可を得てその後該当する方の手紙を郵便局で投函する。尚、新免議員は運良く28日に都合がついたが、それは24日〔木曜〕迄不明であった。

しかし、24日（木曜）午前中に郵便局に投函してさえ、25日（金曜）には岡短に普通便では着かないことがある。少なくとも数年前なら絶対に着かないし、速達でさえ着かない時期があった（大阪市等にはこの時間帯なら速達ならば翌日に着くのであるが）。そこで速達にするか、普通便にするかで迷う。

郵便局の人に尋ねると、最近は配達システムが変わり、配達が早くなっており、普通便でも翌日に岡短に着く可能性があるが着かないかもしれない。速達ならば、現在なら翌日に着くとのことを聞く。そこで、速達にしようかと思いついたが、この手口で何度も過去自腹を短大に切らされたこと（多分切手のみで四千元くらいか）をこのときに思い出し、無意識に速達にはできなくなってしまった。

成績書郵送で書留追加費用、逆に短大（往復約200キロ）に持参しても交通費すらでなかったこともあった。93年入院中のMU君他の処理をさせられ、その費やした時間の賃金補償も一切ないのみか、通信費（切手代）も自腹であった。その他として、1994年や1993年ノートを見て思い出したが、学生宛に連絡を上記の責任を負わず形で相当させられ、切手等自腹をさらされたことなどである【【参考—6】参照】。生理的に、短大が同封していた80円切手添付の返信用封筒で投函してしまった。

### 【参考—6】

真摯な姿勢の学生には私の性格からいつでも必要な対処は行方。しかし、この岡短では90年以降は主として事務員

対策の側面から行わざるを得なかった。

即ち、学則では80%出席でなければ原則上試験は受けられない。そこで受験資格無しとしようと考えても、89年の如く事務員（ME課長等）が首脅しで「再試して通せ」という形で、大変なことになったことは第2章で記した。

同時に、事務員に学則違反をされると、次年度生に示しがつかなくなり、無法状態になることを避けるため、欠席の多い学生に「あなたは〇〇日欠席しており、後〇〇回欠席すれば受験資格が無くなります……」という趣旨の手紙を出した覚えがある。それでも休めば受験資格無しとしても、事務員は口を出しづらくなるであろうとの思惑から、93年度生か94年度生などには文書（手紙）で送付していた。

何故ならば、「私がこうして通告し、しかも困っていれば援助するとまで言ったのに、本人が自分から出て来なかったのです、……」と言え、そうしたことをしていないときに比べて、事務員も反論をしづらくなると判断したからである。しかし、就職が決まっていれば、そして英語がネックであれば、介入は過去の事例より当然してきたであろう。

学生も問題だけであるが、事務員の方に本当に参った次第である。そして切手その他の自腹は、単位認定権剥奪や過去の介入の件から、教師の最小限の良心を守るため、使用した物である。事務員がまともならば、このような切手代も余分なら、事務的な文書も私が作成する必要がない。せいぜい事務員の仕事か、誰もせずに単位認定で不可とすれば良いことである。

切手代その他の費用もこうした対策から使用したことが多い。ただし、純粋な事務の怠慢からその尻拭いで学生向けに事務的事項をさせられたこともある。96年10月文具、97年4月には（約1.5倍の）水増し入学をさせていたにも拘わらず、その連絡が無かったため、教材追加作成が必要となり、その時のホテル代金（約4500円）、97年4月のすでに記した急遽（きゅうきょ）のレポート命令の一件、それ以前にも90～94年の間に職員がテキスト注文ミスをしたことの尻拭い用（授業使用ほとんどできぬが、買わせた以上解説を配って大半省略するために）補助教材作成資金（資料・消耗品）の自腹……その他多数}。

思い出せば膨大にあり、きりが無いほどの問題を指摘できるという、狂った学校であった。思い出したくないため、全ては思い出す作業はしない。健康に悪い。腹がたつ。

岡短からの手紙を受け取ったときにパニックのように焦ったのは責任の押しつけにある。何十年もされた手口である。万一、会談を新免さんの都合で延期するとしてすら、返事が遅れて着かねば、相手が困り、私が無責任であるという良心の痛みである。この手口で切手のみならず、膨大なサービス残業を昔強いられた。

勿論、違う手口でもやられた（専任確約詐欺等々）。こうして無法学生の処理や入院中の学生の父兄宛への手紙（確かMU君）や、【参考—6】に記した補助プリント類……である。

もう、岡短辞職してまでこの手口で、金を奪われるのはたとえ200円でも耐えられなかった。先に記したが、悪徳病院の院長がパートの医師に「夕方5時以降は残業しても、金は出さないし、（残業を）しなくてよい」と言って、その上で院長が死にかかった患者を5時以降に、故意にこのパートの医師の眼前においたらどうなるかの的な手口も他にも多くされた。しかも、モロに今回以上の形での私財没収をされている。

心理的には「（不法行為が原因で）病気で辞職に追い込まれ、誰が200円としてすら自分の金を取られるか」が、そのときの無意識の心理であった。

ところで、岡短からの第二回の手紙に「今までと違い通信費として80円切手が2枚入っていて、人〔立会人〕が見ているところも変わるのか」と記したのは皮肉ではないということである。あの文を読んで、人は私が皮肉や冗談的嫌みで記したと思ったであろうが、ここで分かったように、嫌みではなく、この種の被害を10年に及ぶ年収約40万円（約3年間のみ年収がその約2倍）時代から受け続けていたのである。その上での賃金未払いや労基法2条2項違反による年40万円単位での被害があった。よって、手紙は投函（とうかん）したが、28日の会談に間に合うかどうかは不明のままとなる。

### 《◇—3：二回目不当・破廉恥交渉——1998年12月28日》

これを受けて行われた交渉も、不当というより破廉恥交渉そのものであった。

こうした経過があったため、身体防衛上の目的で会談ではテープ録音の準備をしていた。ただ、誠意ある交渉のためには（新免議員のアドバイスで）無断で録音しない方が良いとのことで、テープ録音する件についての受諾を岡短側に打診した。答えは「テープ録音は遠慮願いたい」とのことで断られた。証拠は新免議員がいるため、テープ以上の効力があるが、交渉までの経過から何をされるか分からぬという健康上の不安のため、テープ録音で無法発言を牽制（けんせい）し、身体の防衛を図りたかった。杞憂（きゆう）かとも思ったが以下の如く杞憂ではなかった。

この交渉での大きな問題点は五点あった。

一番目は先の常識を逸脱する形での交渉期間設定への打診。

延期や断るとしてすら、その返事が相手に期限内に着かぬ危険性があり、電話では例のパワハラ的加害者のMK課長が窓口ではできる訳もない。

二番目は、岡短との交渉窓口がパワハラ的加害者で、遺恨を双方が持っているMK課長であるという非常識な設定にある。

三番目は、交渉中のMK課長の紳士の交渉を無視した（後に分析すると）明白な挑発的な言動の数々である。

四番目は、松尾副校長の人を試すような言動、交渉時には悪ふざけをしているのかと、MK課長への怒りとともに松尾副校長には嘖然（あぜん）とし、時には後に述べるように失笑すらしてしまう。幼稚園児が言うようなことを平気で言われたことである。同時に（後に分析すると）彼は私への人体実験をした疑いが大きい。三番と四番は実証できれば精神を病んでいるときに、その精神への攻撃をし、しかも後日（岡短在籍中ほどではないとしても）病気が完全にぶり返したため傷害罪に該当する。

五番目は、これを受けて完全な精神を含む病気がぶり返したにも拘（かか）わらず、その後の誠意ある対応が見られていないことにある。

**一番目の問題点**は既に述べた。

**二番目の交渉の窓口兼交渉者MK課長の問題点**は随所に述べたが、ここで一部のみ再度記す。

① 1997年5月9日に、私への専任確約事項の件（私の一生がかかっている件）に対して、「専任そんなものなれるわけないだろう」という、岡短管理職として無責任というか人を馬鹿にした回答をしたこと。

本来、岡短全体で責任を持つべき専任確約である。当然、過去の私財提供及び貢ぎ労働を考えると尚更問題が多い発言であった。更に、**この回答は事実だったのだろうか。**

岡短が4年制に移行することが決まっており、私と専任確約があった以上MK課長が事業団本部に問合せしていたならば、4年制移行と同時に英語か英語以外としても、私が専任になっていたのではなかろうかという疑問もある。

①上記発言は、労基法24条2項違反の賃金支払日が守られず、同時にその連絡もなく、そこで私がFJ氏に「今後は銀行引き落としなどもあるので賃金支払日は守ってほしい」と言ったときの発言であり、更に「君を首にすることなど簡単なんだよ」というおまけの発言までであった。**通常は労基法遵守依頼への逆恨みと解釈された。**（MK課長の①と②問題は第5章、特に第三節に記述をしている。）

尚、私の方は1997年5月9日の同発言を受けた時点で、98年度からは何らかの理由をつけ解雇になると判断し、友人のAS先生などにはそのときの私の受け止め方を告げている。第5章第四説に当時の覚書を【参考一6】に掲載した。

③更には、1997年9月に職員（確かYY氏）が山ほど非常勤講師全員の前期試験問題の原稿を持ち、印刷しているのを見かねて、お手伝いをしたときにはお叱りに近い言動があった。その後でYY氏とMK課長が歌舞伎役者の適役同士の如く睨（にら）み合いが続いた。通常は芝居か、精神が狂っているとしか分析できない。この問題は第3章第二節10)や第四節◇—2等に記述済みである。

②岡短後期教材（岡短の宣伝も兼ねた）『旅に心を求めて』と『Dorothyと10人の出会い』を製本したが、賃金・原稿料・印税……など一円も支払われていない。

それへの問合せを口頭と文書の両方で行った。しかし、「支払う」とも「(こういう理由で)支払わない」とも答えず、私を見て「フッフゥ……」と薄笑いのみが回答である。第1章第二節◇—6及び第5章第三節等参照。

⑤全体として、彼の行動は、ア) 精神に異常があるのか（第5章、特に第四節【参考一3】類を参照）、イ) 労基法関連パワハラ人間なのか、ウ) 故意に社会通念に反する行為をし、私を岡短から（専任確約問題などでややこしくなると困るため）放逐するのが使命・目的であったのか、エ) 故意に労基法違反類を

行い、私が辞職後も岡短相手に闘争せざるをえないように計画的にしたか、この何（いず）れとしか分析できない。

岡短オリジナルテキスト作成に当たっても約束の打合せ期限・手続に遅れるのみならず、問合せをしても無回答であり、私が 97 年度後期からは南雲堂の市販テキストを使用することにし、その趣旨を記し南雲堂に見本を大量に請求し、市販テキストに戻し、市販テキスト選択の準備等をしていると、急にテキストをつくる期日の相談が他の職員を通じてくる。

97 年 11 月の無法学生の件に関しても、MK 課長は「学生対策は私が責任を持つ」と明言していたが、SY の件での問合せには責任者である彼は無回答である。

全体を通じて、彼は私を自分の部下と勘違いをした発言をしていることや、何故か遺恨を私に持たせるように計画的に振る舞っていたとしか考えられない行動と言動であった。全体の行動を通じて、双方に遺恨があるというよりも、控えめに言ってパワハラ被害を与えた人物である。控えめに言わねば労基法違反その他の不法行為をした人物であり、岡短出講の際には、学内で無法を行った学生以上に顔を見るのが嫌で、学校でできる限り MK 課長には顔を合わせぬよう、いつも最大限の配慮を余儀なくされていた。

**第三の問題として、MK 課長の挑発的言動**がある。

言葉遣いも問題であるが、内容に大きな挑発があった。

(A) 7月1日の労基法違反賃金不払いとの関連もあり、89 年 3 月単位認定権剥奪と同年 10 月の授業破壊学生による被害に関連する交渉文章を作成し提出していた。その項目の一つである 89 年 7 月 1 日の労基法違反の賃金不払いについては、彼は「そんな古い話を今頃して」と門前払いをしてきた。

これに対する問題点は以下の通りである。

(1) 私の病気の件とこれらの因果関係がある可能性が極めて高いとして、民事賠償を求めている以上、調べる義務がある。更に民法 724 条からは 1989 年 7 月 1 日の労基法違反も民事上は時効になっていない事項でもある。既に 11 月に交渉文章を手渡している以上、彼には調べる義務があった。

(2) 労基法違反に該当することには、労働省関連団体である以上、法的には兎（と）も角実質的な時効はない。国税庁の職員が脱税をし、時効だからと職場に居直り、徴税に当たれば国の秩序は壊滅するのと同様である。

(3) 被害を与えた側が口にする言葉遣いではない。

通常は「ここまで調べ、先生のおっしゃる通りでしたが、ここからは調べたが分かりません。しかし、先生の方で、それに関する資料がおありならお見せいただければ、調べられる範囲で最大限の努力を致します……」であり、「そんな古い話をして」は紳士的な交渉どころか交渉破壊の言動である。社会保険庁も、当初はそうした言動をしていた疑いがあるが、後にどうなったかを思い出すがよい。

(B) 「この人が勝手にコピーをしまくって困るのでテキストに……」という暴言を吐く。

(1) 事実経過が違う。

テキストは岡短の一職員の OT 係長が、1988 年か 89 年頃に「先生がオリジナルテキストをつくられたら、学生も助かるし、先生も（印税等で）お金が入るし……双方良いのでは」の言動と、数人の岡短学生の要望で開始したものである。

しかも、後期英会話テキストの一つである『旅に心を求めて』は岡短の CM も意識して作成したものである。表紙の（私が撮影した）良寛像も、岡短の所在地である倉敷市玉島円通寺ゆかりの人間であり、全 16 章の内 2 つの章を岡短の宣伝にあてていた。また同テキスト「後書き」の「光と未来」の箇所の写真と解説も同様である。因（ちな）みに、このテキストに掲載する岡短関連イラストがなく、肝心の岡短関連のイラスト抜きで終了しようと考えていると、奇妙な偶然でテキスト製本する年度には、そのイラストが私の目のつくようにおいてあった、という強制労働を連想させられた経緯もある。

因みに、後期教材『旅に心を求めて』のみならず、前期教材『求め続けて』も 11 章のうち 3 つの章が岡短を主人公に作成してさえている。尚、私は職人気質（かたぎ）ゆえ作成年数はかかるが、私にすれば軽い教材である、後期教材のもう一つである『Dorothy と 10 人の出会い』ですら、本屋に並ぶ英会話文献よりは英会話教材としては遙かに優れている。大学生用一般教科教材とすれば、岡短で作成した作品のほぼ全ては、市販の文献とは掛けた熱意も違えば、結果も違う出来となっているはずである。さらに、最後迄精神が疲弊させられていなければ、あのレベル以上の教材が幾つもできていた。

## (2) 次に「コピーをどんだんしまくって」については三点反論する。

①後期テキスト二冊のうち、一冊の英会話教材『Dorothy と 10 人の出会い』は 76 頁であり、付録の浜田作成会話版『Dumbo』を含めても合計 108 頁である。

そして、その全部が 97 年度以前はコピーではなく学校の印刷機で、私が印刷しホッチキスで閉じたり、簡易製本したりしていた。費用は学生一人分 108 頁全部で 110 円前後である。

**学生一人分わずか約 100 円で後期の半年間で使用する。水増し入学を岡短がせねば、学生全体で半年間 180 日間使用して 8 千円前後である。**

膨大な費用は、私がそれを作成するために集めた教材費であり、同時にそれを印刷したり・整理したり・閉じたりする人件費であり、それらは全て私が自腹でやっていたことである。昼食も印刷しながら食べて。時には朝 4 時に起きて、家を 5 時過ぎに出て、学校が開く 7 時まで門の前で待機して、門が開くや否や即印刷作業を開始し作成したものである。

②事実経過としても MK 課長の言動は違っている。

MK 課長が「この人がコピーばかりして、学校が大変……」が指していた 97 年の 5 月 9 日の件では、私は「コピーは余分がでた場合には、経費が大変なのでコピー関係はせずに、印刷のみ数部して……」と事務員の F J 氏に相談していた。そのときに、彼が急に横から口を挟んできたのである。コピーでなく学校印刷機の話である。(ただし、この日ではなく、『旅に心を求めて』は当時の学校の印刷機では写真部分がでないため一部コピーしたものもある。)

③上記の一部コピーですら、私が事務の担当者や課長に聞くと「遠慮なくして下さい」であり、15 年間「勝手にコピー」をしまくると言ったのは、MK 課長一人だけであり、しかも 1998 年 12 月 28 日の不当交渉のときのみである。岡短在職中 15 年間では、誰も「どうぞ遠慮なく」とか「大変ですね」、「凄(すご)いですね」しか言われたことがなかった。職員が「遠慮なく」とか、自主教材を作成してくれと、自分で言っていて何をか況(いわ)んやとなる。よって、これは MK 課長の難癖としか通常は思えない。これらの些細(ささい)なことは彼のパワハラ的体質を解説するためにやむを得ず記した。

尚、1996 年初頭にデザイン科専用のような教室に行ったときには、カラーコピー機があり、ある学生はこれらは(授業関連は)原則として無料であり、その他でも(監視人がいないので)ノートに記入せねば無料と話していた。当時は 99 年現在と違って、カラーコピーで A 4 が 1 枚で 400 円か 500 円していた頃である。その頃に、私はなるべく学校の経費を使わないために、できる限り学校の印刷機で、(芸術的)写真関連でやむを得ない部分のみ(白黒)コピーでしていた。それですら時間の関係で我が家にある私のコピー器で自腹でコピーをし学生に配付したものは山ほどある。勿論、学生がどんだんカラーコピーを使用した頃には、私は(岡短が何を言うか不明のため)教材としてですら、カラー・コピー等を使用する度胸がなかった。

## (3) 更に大きい問題は職員の見解がバラバラなことにある。

A という事務員が「先生岡短独自のオリジナルテキストをつくったらどうですか、金も出ますし」、次に B という職員が「先生市販のにされたら」で迷い、上司の C という職員に聞くと「いえ、お構いなくどうぞ、どうぞ」であり、最後にある日突然 D という職員が「君勝手にしてもらっては困るよ……では本にすれば文句ないだろう……」と来て、私のために簡易製本にしてやったという構造で 1 円も費用をださない巧妙な詐欺構造である。

而(しか)も、この一例ではなく多数あるため、詐欺と断定しても問題は社会通念上はない。(第 1 章第二節、第 5 章第四節 A、第 1 章第二節◆— 6 等参照。)而も私のケースでは完全な労基法 24 条違反の賃金未払いとなっている。

更には、テキストに必要なイラスト類で欠けていたものが何も言わないのに、97 年度にはきっちり目の前に置かれていることから、事実上の強制労働と疑うときもある。(職員 A は O T 係長の 1988 ~ 89 年頃の発言で、職員 B は F J 氏、職員 C は HM 課長、職員 D は MK 課長である。)

ちなみに『旅に心を求めて』制作費は、この本の内容を見れば分かるように 1000 万円を超えている。ただし、97 年度の如く出版社経由ではなく業者製本依頼の場合には、原稿料は 1000 万円以上ではなく、著作権は学校に譲渡せず私が保有し、私が在職している年度と私の使用のみに限定として、後は社会的常識の範囲の原稿料程度しか私自身考えていなかった。社会常識額とは駿台ならば駿台文庫で全国販売するケースではなく、学内テキスト作製費等を言う。

尚、私は 97 年 5 月時点では印刷屋ではなく出版社経由で全国販売と考えていた。その場合は印税となる。しかし突如来られたのは印刷屋の業者であった。ならば社会通念上の原稿料と諦めていた。しかし、一円もでなかった。(第 5 章第三節他参照。)制作費 1000 万円以上のみか、学校での印刷と異なり、業者印刷の場合にはゲラ(原本)作製費も用紙・インクは高いものを使用するため相当高つく(写真用紙のみか、時には当時 1 枚 200 円した印刷用フィルム用紙も使用するため。)

※制作費一千万円が事実かどうかは、岡短に『旅に心を求めて』の見本が残っていると思われるため、それを見るがよい。なければ、同本か、私が自分用に同本をカラー印刷した『旅に心を求めて—教材編』を貸すため、それを見るがよい。勿論、一千万円とは、この作品を作るための旅費・宿泊費・写真代・文献や資料購入代金、印刷用機材・消耗品類を含めての話である。

**(C) MK課長の言葉遣いが人を挑発する形で終始行われたことも、過去の遺恨があるだけに交渉に支障を来した。**

「まあ、聞きなさいよ」「この人が勝手にコピーをどんどんするので……」「(89年7月の労基法違反については)……そんな古い話を今頃して……」。ここでの解説は抜くが、語学も教えている者として学生への指導も考えて一言のみ、余り目立たない箇所を指摘すれば、面と向かって一年間同じ学校にいた名前を知っている教師に「この人は」などは言うべき言葉ではない。まして重要な交渉時においては尚更である。交渉を壊す意思がない限り使用してはならない言葉である。「この人は」でなく「浜田先生」か「先生」、せいぜい「浜田さん」、相当低くみても「浜田君」までが限界である。

逆に、私が同じ職場にいた既に顔馴染(なじ)みの課長や部長と重要な交渉をするときに、相手を目の前にして「お前が」、「こいつが」とか、また名前を知っているにも拘わらず「この人が」……と言ったら、遺恨のせいか紳士の交渉は拒否すると通常は心理的に取られる。こういうことだけは本当に学生は職員の実情(まね)をすぐにしていた。英語でもこれは常識である。

#### 【参考—7：04年7月27日追記】

私が一般教養の英会話で生徒に英会話の三要素として徹底したのが Thank you, Excuse me, Please を肌にもこませることであった。同時に相手がいる場所で、その人を指し、he とか she を原則として使用してはならない、である。具体的な名前かお客ならば this gentleman (this lady)、あるいは this customer 等を使用せよである。即ち、細かい英会話よりも、人間性とマナーと失礼にならぬこと、何よりも相手への思いやりの問題である。その逆の見本を短大職員が毎日しているためどうしようもない。先の試験問題印刷の手伝いの例のように、MK課長の如く「ありがとう (Thank you)」などは絶対に言わず、その逆の言動や雰囲気では学生への悪影響は強い。

**(D) その他、97年5月9日の「第一、君を首にすることは簡単なんだよ」**については、「私はそんなこと言った覚えがない」の一点張りである。この偽証で更に頭に相当来させられた。言ったことは事実のため、私はMK課長が言ったとしか反復できない。何故、どういう趣旨で言ったかは、私はその日に労基法24条違反(賃金遅延の件)で「これは……労基法違反にもなります」という言葉を使用したため、彼が頭に来たと通常では解釈されると考えている。ただし、これについては途中で追及をうち切った。一刻も早く岡短のMK課長などの顔を見るのを避けたいため、「言った」・「言わない」でやり合うと永久に論争は続き前には進まない。首という語は安易に使用すべき言語ではない。(第5章四節参考8～10参照)

**第四の問題は松尾副校長の言動**である。

**(A) 人を(園児のように)からかう言動**と思われる箇所が幾つもあったことである。

例えば労働条件明示問題である。1997年5月5日支払いとなっていた賃金支払いが7日にずれたことについて、「その点は確かにありました。お詫びします」であった。しかし、岡短が労基法15条(労働条件の明示)及び所得税法231条に15年違反し、賃金不明、交通費不明、何日締めか長期不明、毎月の賃金等支給明細書なし、(プリント印刷他)残業などに関する項目の明示がないことを指摘すると、「岡短で文書(賃金等支払明細書)は(例年)作成しているが手渡すのを忘れた」と言われる。15年も連続で全非常勤講師の大半かほとんど全てに！問題はその後の言動である。

その後で、労基法15条違反を更に追及すると、今度は「**労基法24条(賃金支払いの五原則)違反は岡短には存在していない、何故かという労基法15条(労働条件の明示)に違反しているため労基法24条違反は存在しない**」と言われる。重要な会談であり、こちらも真剣であるが思わず失笑してしまう。その後も交渉結果は最悪であるが、岡短のMK課長などの顔を見なくてすむかと思うと気分爽快となり、そのときに副校長のこの言動を思い出し、笑い出してしまった。当然、副校長もそうした馬鹿なことを考えてはいないであろうが、何か人を「おちよっくっている」というか、幼稚園生か小学生を試しているとか思えない趣旨の言動が続く。当然、これは通常は労基法15条と24条の両方の違反となる。松尾副校長の言っていることは詭弁(きべん)というよりも、重要な交渉を茶化(ちゃか)し長期化させるだけである。

更には、会談前半では「岡短の賃金支払いは5日でなく5日頃である」とか、「(良く考えれば)賃金支払日は10日頃である」と言われる始末で、私が「頃」では困る。「何日」と明確に規定し、例外は労基

法か若しくは同法施行令や施行規則に記されているときのみであり」、それとて事前連絡などの対処が必要であることを告げても、こうした茶菓した発言が多かった。これでは交渉とはみなされず、私をからかいに来ているとしか思えない。

(B) 更に問題なのは寸止めの発言の数々である。

これは後に精神に相当応えた。例えば「過去……専任確約などは校長の権限でないため、そうした取決め自体が存在していないと思われ……調査や聞き合わせはしていない。また同様に他のことも聞き合わせや調査はしていない」(【参考—8】)と前置きをし、「先生が病院を抜け出して学校に行かれたかどうかなどは知らない」し、「過去、職員(YK課長)が台風の日先生が学校に来られても、授業無しで帰られて賃金支払いがあったというようなことがあったかどうかというようなことも知らない……」である。

ここで、まず言えることは、(1)きっちり一定は調べているということを明言し、(2)次に一方的に自分の思うことを述べ、他方私の反論を防がれたことなどから、後日不満が鬱積(うっせき)し、その鬱積したものを、どう吐き出したら良いのかと精神が参ってしまった。(3)しかし、確かに厳密には調べていないと思われる節もあった。

(1)について解説すれば、私は93年10月吐血当時、(最低でも60日入院を告げられたため)長期休んで、学校を解雇されたら困るので、医師に許可をとり、学校に通ったと思っていた。

しかし、この言動を聞きじっくり記憶をたどると、当然当時の体調では許可が出ないと考えて、病院から片道6キロの我が家に「風呂に入りて帰り同時に実家で気分転換等をしてくる」と言って、医師を騙(だま)す形で外出許可をとっていた。そして家に帰り、教材を詰め込むや、即(我が家から往復200キロの)学校に行き、授業をし、その後で病院に直行していたことを思い出した。勿論、これは入院後30日を過ぎた頃からであり、入院後の最初十数日間は歩くこともできず、個室に移り、車イスや看護婦さんの支えや、更には24時間連続点滴10日余りかそれ以上のため抜け出せるはずがない。入院が30日を過ぎた当たりで、家に帰ると医師を騙し、学校に出講していたことを思い出した。よって調査はしていたということになる。

(2) 一方的にとは、台風の日学校へ行き、授業せずに帰らせたが、岡短は金を払った等、一方的に好き勝手なことを言われた上で、「誰にも聞いておらず……憶測で……」と言われる。すると、その日は反論のしようがなく、数日後に「好き勝手なことを言って」と、こちらの言い分もたまる。しかし、誰に反論したら良いかということで、新免議員に手紙を記したり、(私宛への、しかも、自分でも読めない字での)文字を殴り書きしたりするなどの文章書抑制不可能現象の症状が激しくなる。

ちなみに、台風の際は、我が家から往復約200キロの学校に自家用車で行く訳である。休講にするならば、休講が決定した時点で、即連絡をくれねば危険である。これについては、私が新免議員宛に出した手紙を参考にさせていただきたい(【参考—9】)。

更に、当時この処理をされた課長はYK課長であり、労基法2条2項違反をした人物である。ではYK氏に問い合わせをしており、しかし、一切調べていないと前置きをした上で、この2条2項違反の件について副校長が一切触れなければどうなっているかを聞けないという問い合わせ封じを行われてもいる。台風の日ですら私の反論があっても、誰からも何も聞いてなく、憶測として言われると反論もできない。因みに、台風の日も病院の日もカマをかけられたと分かったのは交渉後数日後であり、そのときにはもう松尾副校長は目の前にはいない。その間のこちらの言いたいことは誰に言ったら良いかということでストレスというより、精神の乱れに拍車がかかった訳である。

因みに、YK氏は四国職業能力開発大学校附属高知職業能力開発短期大学校校長(2008年2月ホームページで確認:2009年には「機構」本部指導役)となっており、私の件などで処罰を受ける逆となっていた。

(3) 相当調べているが、まだ完全には調べていないと感じたのは、私が89年には今週木曜、次週土曜の変則出勤をさせられていたことを述べたときである。このとき、副校長が「まさか!」と言われたため、岡短で公に記録されていることも知らないのか、と驚いた次第である。これらは、労基法には違反していない可能性があり、職員も隠す必要がないため簡単に分かることである。89年7月1日の労基法違反のことを調べようと思えば、89年の変則出勤に当然気づいているはずである。尚、この変則出勤自体は違法ではない可能性が高いが、誰もが嫌がる変則出勤や、誰もが嫌がる日は大抵私に回され、それを拒否できない状況の方に問題がある。変則出勤させられたのは89年度のみではないが、そうした嫌な日程は常に私と相棒のSM先生のはずである。恣意的にしていれば不法行為となる。

(4) しかし、より大きな問題としては、副校長も言われていたが、私の専任確約に関する資料があるかどうか大きなポイントの一つである。そして、その鍵を握っているのが、私を岡短に招聘したSM先生である。ところが、岡短等なら簡単に分かりそうな、SM先生の言動についての確認事項は一切言わない。専任確約文書があれば、問題解決は相当早くなるが、岡短がこのSM先生について、どこまで調べ、どこまで分かっているのか、その情報を先のように一定は調べながらも、一切隠しているために前に進め

ない状況にある。(私がSM先生捜しに行き詰まった理由は第1章第二節【参考—14】に記している。)岡短が分かっていることをありのままに言えば、更に私の方で分かる情報も提供し、双方の交渉は進展するはずである。私の方が分かっている、岡短にとって必要な情報は全て隠さずに公表している。

なお、私の専任確約の件は初代の副校長、同席した課長が知っているはずであるのみならず、その他の当初の職員や非常勤の大半が知っていた周知事項であることも付け加えておく。それが分からぬはずがなく、周知事項となれば結婚詐欺と同様な専任詐欺被害としても位置づけられるはずである。結婚詐欺でも、契約書にサインせず、口約束でも詐欺の賠償は判例上存在している。ただ、それでも、専任確約文書の存在やその有無について、SM先生が明白に発言すれば解決への道は加速度的に進むことも事実である。

【参考—8】この松尾副校長の言動は、故佐藤栄作首相が米国の核持ち込み問題で迫られた際の事前協議を盾にした国会答弁と同一である。主語を変えれば全く同一の論理である。偶然ではなく、恐らく佐藤栄作元総理の国会答弁を覚えていて、それを利用した答弁と思われる。そして、佐藤栄作氏の非核三原則は嘘であったことはもはや常識事項である。2010年には更に明白となっている。ノーベル平和賞委員会の某人間が「佐藤氏へのノーベル賞はノーベル平和賞歴史の中で最大の恥であった」と漏らしたと言われている。

#### 【参考—9：台風の日の出講について】(新免議員への1999年1月12日の手紙より)

「台風の日に私が学校に行ったら、台風のため授業がなく、授業がないが金を支払った。これは確かにありましたが、誠意とか常識が欠けた発言でしかありません。この台風の日は大変で、行きは良いが、帰りは道路が水につかり非常に危険な思いをして家に帰ったと同時に、道路が一部通行止めや車の超渋滞のため、授業がなくても(休講とされても)通常の勤務を終えて帰る時間になったかそれ以上遅く帰っていたような気がします。近くの学生には、台風のため休みと連絡し、遠方の私にはどうせ賃金を支払うのだからこさせてから休みと言う(の)は逆の発想です。遠方からの車通勤の方が台風の日は大変なのです。この日の2号線バイパス西大寺付近の交通状況を調べられるなら調べたら良いと思います。あるいはその他の道路の状況を。本来、良心的な学校のすべき処理は、すぐに各非常勤講師に休みの連絡をする(非常勤は専任と違い万一の事態の時に補償の面で多くの不利な問題があるため余計に早めに連絡する義務があるのです)。但し、休みにしようとした緊急の不意の休みは労基法上賃金の支払い義務があるため支払うということです。これが物事の筋です。学生には事前に連絡するが、金を払うのだから、台風の日でも遠方から来させて、来てから連絡すればよいや学校機関の発想ではありません。ただ、これは余りにも小さいため、除外して下さい。私が言っているのは労基法の解釈を間違えているのではないかと云うことです」。

(2004年7月27日追記：誤字脱字今回修正)当時の帰宅時交通状況を記す。2号線バイパスは道路に水が溜まり、後ろから追い抜いて来るトラックがその水の塊を大きく飛ばし、車ではワイパーがあっても数秒間前が全く見えなかった。記憶違いであれば分離帯があっても対向車のトラックなどが道路上の水たまりで、水の塊を飛ばして同様の現象であったかもしれない。危険極まりなかった。

次に途中から通行止めか何かで迂回させられ、しかも凄い渋滞であったような記憶もある。しかし、渋滞になり、走行中に水の塊を飛ばされ前が見えなくなることがなくなりホットした記憶がある。意識後退期のため正確には覚えていない。だから当時の2号線バイパスの状況を調べて欲しいと記述した。こんな危険なことをさせて善処であろうか職務怠慢であろうか。はっきり言えばYK課長の職務怠慢で命の危険すらあったということである。

#### (C) 結局この会談では、上記以外ポイントの中の幾つかは以下の通りの返答であった。

(1) 体当たり学生「SY」についてはもう卒業した。但し、私に暴力行為をしたのがSY本人かどうかは不明でありその確認はしていない。

(2) プリント印刷は職員の仕事である。「では、非常勤講師は職員が印刷で嫌な顔をしてもらえば良いのですか」と尋ねると、「そうです」とのこと。97年度新任非常勤講師が印刷機の使い方を私に尋ねた際に、職員の仕事と教えた。しかし、職員に頼んだら、嫌な顔をされ、当惑していた事実がある。

(3) テキスト作成代金については支払いをしているとの明言はなく、岡短もそれで儲けてはいないと述べただけで、支払うとも、(こう言う理由で)支払わないとも明言はなかった。尚、97年1月に一回(約14800円)の出講日以外の振込額があったが、これについては「何かと先生にお世話になっており……」であり、明確な内訳は言われなかった。だが、テキスト作成に関する確認時点で、テキスト代金について支払っているとの言及がないばかりか、テキスト代金については返答を無視されており、この会談ではテキスト代金は支払っていないとなる。

依(よ)って、この1万余りの金は、1)引継のため私が行った20数時間の雑務への支払いか、2)98年3月に視聴覚教室その他の整理等に行くことを告げていたためそれへの支払いか、3)岡短因果による病気のため辞職認可までの期間のうち、岡短責任として辞職伺いから辞職迄の授業該当数回分の内の1日分のみを支払ったか、4)1997年2月の試験採点料と97年3月5日臨時出講(賃金・交通費無支給)の件か、5)1997年4月に200分授業をレポートに切り替えさせられ、そのため作成時間と採点時間が20時

間前後になった埋め合わせか、6) パートに適用されるパート有給休暇としての支払か(但しそれでは1回分では不足しているが)……まだまだ山ほどある被害のどれの埋め合わせか不明である。テキスト作成に関する代金ではないことだけは確認した。

(4) 結論として賠償金、見舞金、医療費は一切支払う意思はないとのことであった。正確には「現在考えていることを言えばこうなる」とのことであった。そして、最後に「さあ、どうする!」とおっしゃられると子供を試しているのではないかと、あるいはふざけすぎと考える次第である。あるいは「先生の言われる額が何分にも大きいもので、……」であり、額が少なければ支払うという挑発ともとれる。因みに、私は具体的な賠償金額は一切言っていないし、幾ら賠償せよとは一言も、この時点でも現在も言っていない。(この章の第一節参照)

**五番目の問題は、これを受けて精神を含む病気が完全にぶり返したにも拘わらず、その後の誠意ある対応が見られていないこと**にある。

尚、この交渉の結果は以上のように決裂とも言えるが、下記【参考—10】～【参考—13】に掲載した当日の覚書の如く、これで岡短の職員と縁が切れた、あるいはしばらく顔を見ずにすむと思うと何とも言えない爽快感で、自転車で家周辺を嬉しくて飛び回る。しかし、同じく【参考—11】に記すように、翌日から、意思急転現象、頭の痺れ、文書抑制不可能現象などが一気に起こり、せつかく改善しかけていた体調は大きく後戻りしてしまう。故意に計算し、行われた人体実験であれば、これは病気が病気だけに傷害罪に該当すると考えている。

ちなみに、数年前から詳細な健康の記録をとっているが、その記録から1998年12月の交渉前後を中心に掲載する。

1998年5月～6月迄は精神の乱れは月平均約10時間の乱れに収まり、治りかけていたが、7月に労働省や事業団への手紙が主因で約50時間となり、9月は数時間に再度減り、(岡短関連交渉準備の関係で)10月が22時間、11月は約8時間である。

12月は1日から19日までが合計0時間、しかし20～31日迄の約10日間のみで約40時間となる(30日に換算すると120時間に値する精神の乱れを生じる)。

これらの精神の乱れは12月23日(岡短の非常識な交渉日程に関する手紙)から主として現れていた。12月の不当交渉を原因とする精神の高ぶりは99年1月が52時間、2月が54時間、3月40時間、4月が15時間と治まりかけるが、5月には(12月の不当交渉による時効への焦りから)97年5月の(MK課長等によりなされた)労基法違反の一部が時効となることで再度労働省宛などへの手紙書きで、精神の高揚状態がぶり返し64時間となる。

その後も第3章五節に記した如く、少しのきっかけで再発し、99年6、7、8月も続いており、未だに完全には治まっていない。1999年6月は19時間、(労働省・事業団との闘争開始を決意した)7月が49時間、訴訟関連の文献の読みを開始した8月が43時間、今回の文書を記し始めた9月からは第3章五節に記した如く精神の乱れが激しくなり9月が約52時間、10月が72時間、11月が約30時間である。岡短との縁を一切切っていた98年5、6月等は10時間未満である。

こうして、この会談で体調悪化させられ、私の賠償交渉のための動きは完全に止められてしまった。結果として私の体調を悪化させ、私の動き封じのための会談となっていた。この会談を終えた後の頃の手記を掲載しておく。【参考—10】と【参考—12】は気分爽快、【参考—11】は意思急変現象が起こっている状況、【参考—13】はこの会談全体を振り返っての私の本心と今後の情勢分析である。

今でも、健康で自由であれば、岡短・事業団(現・「機構」と関わり合いを捨てて自分の能力に賭ける方が、健康上も、長期的には金銭上も、また楽しさ……も、すべてであると考えている。岡短の不当交渉のため引きずり回され、否応なしにこの文章書きをしているというように感じられ、この文章すら強制労働のように思え、記すのが苦痛である。英語学習・カメラ関連英文・運動……それ以上に自分に適し、かつ正当な報酬のある仕事への準備に没頭したいことは言うまでもない。岡短相手は過去17年いつもトータルして損をし続けてきた。金ですら貰う金よりも貢ぐ金の方が多く、ケジメと大儀を除けば長期的のスパンでは万一訴訟までこぎつけて、勝訴してすらも、損と結論は先に出てもいる(【参考—13】参照)。

■【参考—10：1998年12月28日日程表より抜粋】→〈 〉は今回分りやすくするため補足などの箇所。他も同様。

(98年12月28日の事を思い出しながら30日に記述)恐怖心と怒りと嫌悪感と汚らしさ……が入り交じった相当根強い、解説しがたい短大に対する心情があり。正直に言って、短大に100%何一つ落ち度がないことが奇跡的に生じ、そして仮に1円も取れずとも、一刻も早く(岡山短大と)縁を切った方が将来のため、健康のため、それ以上に心が

安らぐが、ケジメのため事業団とは 100 %やらざるを得ず。この会談後、交渉が今後不可能、賠償金 0 円解答にもかかわらず、ものすごくほっとし嬉しくてたまらず。嬉しい理由はこれで当分短大の職員と会わずともすむという安堵感。妙に嬉しい興奮より、SJ 自転車や、新免さんの〈奥さんのバイトしている〉所、OZ (写真館) へ行く。ホットしたという何とも言えない喜びあり。が、残念ながらケジメだけはつけねばならず。

①交渉……賠償金 0 円。

②精神。短大と会うのが終わってホットして嬉しくてたまらず。

③冷静に考えて、年齢 46 歳より極めて困難であるが、自分の能力に賭けた方が金にもプラスになる。運が良ければ 1 億 (円) くらいは 5 年前後でチャンスあれば自分で稼げる。賭けるとすれば自分の能力に賭けること。宝籤以上の金があるの凄いい確率で入ってくる可能性はまだ一定あるということ。④短大の件はしかしケジメつけねばならず、どうケジメつけるかは今後の課題。……〈殴り書きのため一部判読不可能な箇所あり。尚、この文は 12 月 28 日は交渉終了で一日躁の気分で日程表つけ〈ら〉れず、30 日の日程表整理時に 28 日の事を思い出し、記録保存のため 28 日の日程表に記したものである。よって日程表に 12 月 30 日記述の日付のメモもある〉。

### ■【参考—1 1 : 1999年12月29日日程表より抜粋】

病気再発の危険→昨年11月同様の気分、理由無く急に〈感情の〉転換〈が〉起こる。翌日とこの日気分爽快。交渉内容より短大と縁が切れたというホットしたという思いから気分爽快。この日もベスト (=津山インタベスト電器) との〈欠陥 M D コンボ交換〉交渉〈も〉うまく展開し気分良かったのが、急に短大の件が思い起こされ、例の文章止し止まらずと、母親につきまとい、無意味に延々としゃべりまくるといふ現象〈が〉起こる。

短大の件は正確にはこの日神姫バス降りてすぐ急に短大の偽証〈を〉思い出す。そして、ベストとの交渉後も全て順調に行き、家に帰ると延々と短大関連の不快感が心に詰まり、精神〈が〉不安定となり、全く何も手につかず。その後は〈母〉に延々と無意味な事〈を〉しゃべりまくる。また文章も完全〈に〉無意味な事〈も〉〈のを〉書く。夕方 19 時には軽い頭の痺れも再発。20 時すぎ新免さんに言いたいことしゃべり漸く落ち着きかける。約 8 時間仕事できず。が、昨年よりは症状軽いこと及び F J 氏の労基法違反巡る激論の後の如く明白な強い頭の痺れまではなし。ただ意思の急速な躁状態から鬱 (うつ) 的及び胸に〈つかえた〉状態への突然の激変は要注意。原因は明白に昨日の MK 課長の虚位発言 (「君を首にしようと思えばいつでもできる」等) は言った覚えなしの虚位発言とそれへの突発的怒りで 1997 年 11 月 S (20 歳超えており実名でも構わないが当面念のため伏せ S とする) 時と類似で起こる。〈学生〉S の時もその後しばらくしてから、今日は学校でうまくいった。寝るや昨日学校で大変な事があった。……と急に意思や思考や気分が逆になった現象と同一の現象故注意。

その後新免さんに、当面体調重視、交渉相手を短大から上へ、訴訟は準備し早めに起こしても、短大の虚位発言への怒りが危険なため、当面裁判は病気を理由に延期することも検討する趣旨相談。前回 (= 第一回) の会談は言いたいこと言える怒りのため気分はスッキリしたも、昨日 (= 第二回会談) の怒りは目の前で虚位発言された事への怒りと悔しさのため、11 月 16 日の怒りと性格が逆の怒りで、あれがたまると危険。久々に再発の危険生じる。夏休みに怒りは禁止と肝に銘じて夏期講習を行ったあの注意を最近の流れよりすっかり忘れたもの。しかし、虚位の発言されれば短大への怒り 10 年たまっている故激怒は一定やむを得ぬ面もあり。体調上 (精神不安定のため)、AO 医院 1 月上旬の内視鏡検査は延期もしくは中止とする。この検査は事業団に正しいデータを提供する目的も持っていたため、交渉が中断 or 中止となった以上焦る必要なし。あくまでフェアに正しい情報を提供する意図の下で苦痛の検査 (1993 年 10 月の内視鏡検査で内視鏡が胃に入っている時にむせたため内視鏡恐怖症的な面があることを指す) を受ける気になったもの。 (但し毎年実施している胃の精密レントゲン検査まで精神の乱れから中止せざるを得なくなってしまう)。

### ■【参考—1 2 : 1998年12月30日日程表より抜粋】 → 〈 〉 は今回分かりやすくするため補足などの箇所

短大への恐怖心は 100% タコ部屋労働及び女郎の心境と同じ。よって短大当局に会うは昔の支配人と会う心理。特に MK のことは直接手を下した人間。これが窓口の交渉では、MK 〈……解説不可能な文字あり……〉短大 10 年思い出恐怖心が出てきたものと思われる。よって交渉不成立でも少なくとも下手人の一人・MK ととりあえずもう完全に会わずすむということで喜びがあったと思われる。後に精神が乱れたのは 12 月 28 日の激怒が完全に主因。しかもたまったものを吐き出すのでなし。逆に試される形で激怒させられたこと。 (偽証により)。とりあえず、体調を整えるため 1 月間は何もせず。……

### ■【参考—1 3 : 1998年12月28日〈日〉程一覧と日程表より抜粋】

…… 5 : 短大との今後

①健康上 → 一日も早く短大と縁切る必要性あり。

15 年、特に 10 年間タコ部屋監視労働が女郎部屋でピンハネ労働させられたのと同じく短大の名及び思い出す事自体が健康に良くないこと。この間の電話恐怖症も全て短大からの電話かと思ひ (原因で) 主としてなったもの。常に短大がだまして、電話から出てくるのではないかという不安。大学紛争の時と異なり、怪我等が怖いと〈い〉うのと異なり、従軍慰安婦の如く、思い出すのも嫌という不潔感などを感じると同時に怒りもあり……のためから起こる症状である。

②金銭上→一日も早く短大と縁切る事と長い目で見ると金になること。

短大の賠償額が仮に1億円としても、再就職がうまく行けば(駿台予備学校の同僚で現河合塾及び東進スクールで英語担当している)福崎(伍郎)君型なら5年かかるか否かという額でしかなし。逆に歳からいって、長引けば再就職準備失敗し永久にこうした口なく、上記1億円のみとなる。

うまくいけば今後20年で5億円以上稼げるものが1億円となるということ。しかも1億円は例えであり、政経(講師)の眼で国の賠償額の前例を見ると私の主張が全て通っても、口にも出したくない額に終わるということ。その額を万一私が前例から計算したら、一刻も早く短大と縁切りを急ぐであろう。

③金銭-2→自分の能力を客観的に分析した場合、宝籤を買うより、自分の能力に賭けた方が当たる確率は天文的に大きいのみならず、入金すら宝籤で当たるより大きいこと。短大の件に引きずりまわされると、取り返しがつかなくなることは、政経の眼及び分析上相当な事実である。

④金銭-3→前例主義で考えると、ものものしい探りなど馬鹿馬鹿しいことでしかない。「たいそうにするなどということ」。(早稲田界隈の小さな家のある)TYさんの家の土地ですら幾らすと思っているのであろうか。そして、私のケースへの賠償の国の前例を考えたとき、きどらずに、もったいぶらずにさっとけりをつけるというのである。結果としてでてくる金額から言って恥をしれということである。

#### ⑤事業団の損得

客観的にみて、事業団は私が短大を辞めてからでさえ、私を引きずり回すことにより、後に私に支払う金額より、宣伝その他でもの凄い得をしていること。結論として、辞めてからも絞れるだけ絞れという形で私を活用していることは恐らく客観的事実であろう。

#### ⑥(賠償金の)前例を踏襲した場合。

カメラ、娯楽、旅行……全て尾行も何も関係なく、一番健康の良い状態を考え自由に行う。前例から言うと、「そんなもったいぶった金かということ」。Field Work……等一切しないのは、簡単な理由。金がないからにすぎず。更に大きな理由は、催眠か催眠の如く……自己意思に反し行かされる現象がなくなりかけたこと。これが本質である。……尚、娯楽……のために、賠償金を夢見る人間は知識人には余りいない。賠償は、自分の物を取り返すという事であり、ケジメの問題であること。

次に、金は、漁師に例えれば魚を手で取らず、網を作ったり船を購入するのにあてた方が膨大な魚が捕れると同じく、まず仕事をするための投資にあてるが常道なり。

……ただ、本来余り娯楽嗜好・志向ではないこともあり、そちらの方との関連で賠償額などを考えたことはない。それ以上に賠償額自体入ったら何に使うかは具体的に考えていない。購入せねばならぬものは、生産のためにも山ほどあるが、当てにならぬ金を当てにしたり夢見たりするには、歳が行きすぎており、そうした不確かなものは一切当てにせず計算して生活は展開される。

尚、昔「一山当てたら」といった(の)は当然駿台などへの復帰である。うまく行けば三年そこらで合計8000万円近い金も夢ではなく、5000万円なら入って当たり前という額である。それが三年でなく、70歳まで続くのである。万一もっと大きな山が当たり、こうした職場で文献を出しそれがヒットすれば一年で億以上の金も夢でなく、これらが一山というものである。短大の賠償額等、万一入ってもこれらに比べて一山と言えるであろうか。そこまでまだ落ちぶれてはおらず。

賠償、賠償と騒ぎ、尾行の真似ごとをし、結果として適正值認め、最高限出して幾らかを考えよ。もったいぶるなどということである。国関連の賠償額など過去の前例からして、……程度でしかすぎず、そのような金ならさっさと出して、二度と近づくなということである。気取るなどということである。尾行だとか……ともったいぶって、やぐざな予備校で稼いでいる福崎君の何年分程度の収入が出せるのかということである。1年分程度なら30秒でケリをつけるということである。3年分程度でも30分未満でケリをつけるということである。彼が33歳の時ですら年に1000万円以上は稼いでおり、現在は原稿料抜きで軽く2000万円以上であろうが、それらと比較して……もったいぶりすぎているということ。(勿論それが適正值であればケリであるがそうでなければ、どうするかは今後検討)

#### ⑦大儀中心へ。

長い目で見たら大儀中心の方に焦点あてた方が意味が大きいかもしれず。この世の中どんな世の中かしらねど、矛盾の塊が労働問題であり、それが労働省のお膝もとの事業団の短大にあり、更にその矛盾の塊が別の教育の荒廃という矛盾をうみ、更に国の財政赤字及び経済の根本的誤りの権化の特殊法人の代表例が事業団ということである。

極端に言えば、今日の日本経済(始)めとする教育も含める全ての問題が集積してできた怪物が岡山短大ということである。よってここを叩くということは、もの凄い国の大掃除となる。労働基準監督署での不法転勤その他と同様に労働省のお膝元での労基法違反……と、今日の労働行政の歪みがもろにある。どう展開させるかは今後検討するも、私の腹いせの小さな視野でなく、国家的見地から行う。それにより1000万人以上の人間に何らかの影響がでるような形で行う。同時にそれは私の学問の向上にもつながる。

#### ⑧今後。

大儀中心、……、基本は98年指針にある。賠償問題はケリつけざるをえないため、きっちりけりをつけるが、しばらく休止し、後にも前例踏襲の場合予想される金額から言って中心は将来の仕事の計画の方にあて、そちらを優先し年3

～4度未満の交渉に限定する。できれば訴訟が望ましい。

次に労働省であるが、当然事業団本部に回されるであろう。事業団相手の場合には代理人〈が〉いれば賠償額10%減前後なら任せてしまった方が将来考えると金になる。更にもその賠償額から10%を代理人に払ったとしてさえ、相手をしないことが一番金になる。15年事業団見て賃金など想像すれば、相手をせねばせぬほど将来の金になる(=正業に就き自分の能力を適正な場で売った方が金になる)ということは100%の事実である。よって少々安くても早くケリをつけたいのは山々なれども、安い場合には筋が通らず筋の問題で困ると同時に後に続く人間の問題考えケリをつけられぬというジレンマがある。

同時に、先の従軍慰安婦の例の如く、思い出すのも嫌なためできる限り早くケリをつけたい。記憶から岡山短大及び事業団を消し去りたいことは事実である。しかし、強制連行及び慰安婦が、筋の通らぬ金額では過去の仕打ち〈を〉考えると我慢〈が〉ならぬし、かといって交渉〈が〉長引けば過去の人間にいつまでも会わねばならず健康にも悪いし、将来にも響くというジレンマと同様である。

過去の膨大な被害〈を〉考えると1秒でも早く短大及び事業団と縁を切りたいが、同様に過去の被害〈を〉考えると適正值以外では妥協も大きな問題となるというジレンマである。そして更に過去に大きな危害を与えるような組織は適正值をなかなかださないか、出しても感覚が狂っているというジレンマもある。

これらからでてくる解答は大儀中心で突っ走り、健康と基礎学習のペースを崩さず、次年度は交渉回数などは超最低限に留め同時に息の根を根本から止めるように適切に動くということである。同時に前例主義で解決が予想されるため、その程度の額なら、尾行がいよいよとまいと好きなように行動するということである。尾行〈を〉つけるなら尾行〈を〉つけるにふさわしい金額を考えよということであるが、逆立ちして思い切りだしても、〈東京早稲田界隈に小さな家のある〉TYさんの家の敷地代にも及ぶとは思えず。尾行の真似したり……最高限出しても出せられる金考えて恥を知れということである。括弧をつけて恥ずかしくないであろうか。

## 第四節：あるべき交渉の姿

あるべき交渉の姿については、以下、岡短及び立会人の新免議員に送付した手紙に記している。簡単に言えば、以下四点である。

①双方の健康を害さぬ配慮を最大限に行うこと。

②双方正直にありのまま述べること。

③駆け引きの類は不信感を双方に募らせるだけであり、特に教育機関の場合には命とりの行為であり、そうした類のこと一切しないこと。教育機関は学生の見本であり、教育機関がそうしたことをすれば、学生は猿真似（まね）をし、こうしたことだけを身につけて社会に出るであろう。教育機関の人間であることを忘れてはならない。

④交渉は当然岡短の中立的な職員を派遣すべきであり、加害者の一人であるMK課長が交渉の窓口などは言語道断である。常識を逸脱しているのではなかろうか。交渉が喧嘩になるだけである。

⑤疑問点は素直に聞き、人体実験などすべきでないこと。疑問点を素直に聞く前に人体実験とは如何（いかん）せや。

今考えると12月28日の交渉では人体実験をされた気配があり、万一事実であれば、私の病気の本質が精神にある以上、それへの攻撃となる。そして実際に体調が相当悪化し、半年間身動きが取れなくなり、更に多大な貴重な時間をロスし、それ以上に精神が乱れる苦しみを味わった。岡短が意図的にそうしたことをしたことが実証されれば刑法に抵触する立派な傷害罪に該当する。腕が折れた人間の言うことが本当かどうかを確かめるため、腕を殴ったのと同様である。精神が主因のとき、その精神に打撃を与えたのであるから。

岡短不当交渉とその問題点は今までに記した通りである。

ここでは、本来あるべき交渉について、①交渉窓口はMK課長を置いたという問題点を岡短に通告した手紙【参考一14】と、②松尾副校長に関連して岡短が教育機関ということ考えたときに交渉時の問題点を記した新免議員宛への手紙【参考一15】等を資料として引用するに留め、その問題点の指摘から常識的・紳士的なあるべき交渉に立ち返られることを訴える。

ただし、不当交渉により体調を悪化させられたため、本章第一節で記した賠償交渉に対する再度私の提案（4章一節）の如（ごと）く、交渉は岡短及び事業団と私の立会人との交渉に委ねざるを得ないことを『恐るべき労基法違反・2004年版』には記述しておいた。私は、体調と病状から私抜きで立会人と交渉するように、岡短に1998年1月の手紙で要請し、新免議員にもその手紙をみせ許可を取っている。裁判でない以上、額の大小に拘（か）わらず、代理人については弁護士でなければならないという規定は法律上は存在していない。

### 【参考一14：岡短宛への手紙「交渉窓口が遺恨あるMK課長問題」：1999年1月10日より抜粋】

→直線アンダーラインは今回つけ、〈 〉内は今回補った。

#### (A) 交渉のあり方と今後の手紙の件など。

##### 1：手紙などの件

先週手紙いただきましたが、以下述べる如く昨年12月28日の交渉を境に精神の不安定が突如起こったため、相当危険なため、貴校よりの手紙は一切開封せず、新免議員にお渡しし、体調を述べ緊急に読む必要のない文ならば、1月余り手紙は一切読まない、正確には体調の悪化の危険のため読むことはできない旨伝えました。新免議員夫人より、内容は一切聞かず私の体調を考慮の上「1月余り読まなくても」よいとの返事をいただき読んでおりません。尚、当面、貴校よりの手紙や交渉は健康が一気に悪化する危険があるため、緊急防衛上遠慮申し上げます。やむを得ぬ連絡などは、手紙も含め新免議員の許可をお取りしますので、手紙類も新免議員宛に連絡いただきたく存じます。

体調悪化のはっきりした原因は、12月28日の交渉にて、MK課長の挑発的種々の言動に起因しております。

例えば、1989年7月1日労基法違反については、MK課長「そんな古い話を今頃して……！」や（今までできない状態におかれていた理由は文書にて記した通りですがその理由について言及せずに上記発言は挑発と一般〈に〉とられます）、また「この人（浜田）がコピーをどんどんして学校も困る……」他の完全なる挑発的言動で紳士的交渉を意図的に破壊したとしか思えません。

一例をあげれば、コピーに関しては、過去のプリントの大半は印刷ですが、写真あり印刷にするかコピーにするか

で迷った時に職員の方に相談すると、逆に常に職員の方が遠慮なくコピーをとるという形でしか返答されておられ（ず）、コピー云々について、勝手にする……など言われた方は過去 15 年間でMK課長が唯一であります（F J氏ですら市販のにしたら……であり、事務手続の関連の雑多さからか言われたにすぎずコピーをするなど言われた覚えもない。更に〈F J氏が市販のにしたらと言った〉同一年度にその時の課長（HM課長）などに確認するとどうぞ自分でお作りいただいて結構ですとまた違う返事でもある）。

また、私自身、追記に記した如く専任の件（が）嘘なら自らコピーや印刷する労をとりたくなく、もはや南雲堂より市販テキストの見本を送ってもらい、万一 1998 年解雇がなかっても馬鹿馬鹿しくて、もはやコピーも印刷もする意志はありません。学校の仕事で学生に配布配付するもので、過去「どうぞして下さい」といわれたものをサービス残業でさせられて、尚かつ「勝手にするとは……」言語断道断です。

これらはささいですが、追記に記した解雇……の問題での 1997 年発言に関する 1998 年 12 月 28 日交渉日での不誠実発言（実証できれば偽証発言）が大きな問題ですが、それ以上に 1987 年のMK課長とのいきさつや 10 年にわたる短大での労基法違反の被害や更にこの間の交渉の仕方への不信より、私の意志に関係なく、精神の再悪化の危険が生じたため、精神面の安定の必要からの緊急防衛上、電話のみならず手紙に関しましてももはやしばらくは無理な状態に、（遠慮なく述べれば）貴校においておかれたということのみ明言させていただきます。

尚、電話恐怖症も……貴校……から起こったものです。更に、電話遠慮願っていたにもかかわらず松尾副校長の 8 月の電話の件より、私がでなくてもよいように、別に母用に常時携帯できる電話を購入せざるをえなくなったという事実も今回明白に記しておきます。

電話、手紙の遠慮願いは腹いせでなく、丁度激しいパワハラ被害にあった被害者と同様の状態から、精神防衛上のやむを得ない手段でもあることを再度強調しておきます。

## 2：交渉のあり方

今後、貴校と交渉が引き続きあるのか、もはや直接の交渉（は）なくなるのかはわかりませんが、万一何らかの交渉が更にある場合には、社会常識に基づきかつ紳士的な交渉をするのが学校と名のつくところの常識のはずです。

今までの交渉のどこか（が）問題であったかは新免議員に口頭で述べるに留めここでは、特に記しませんが、冷静に振り返っていただきたいと存じます。

私の方は微力ながら、大変失礼ですが副校長が少しお年をおとりになっているかもしれないと考え、母親に「幾ら恨みがあっても、絶対に暖房その他で体調を壊されないようにするよう」相当きつい調子で申しつけ、行き届かない面が多少あったとしてもそうした面では最大限の努力を払ってきた訳です。時には喧嘩ごしで母親に申しつけております。紳士的な交渉の土台にはそうした精神が双方に必要なかと思えます。

ただ、一つだけ明白にいえることは、1997年の不適発言の張本人（私は誰も嘘を言わねば労基法違反に該当する行為及び発言を数度〔今回は5月9日の件しか書いてませんがまだあります〕された）MK課長を交渉の窓口におかれるなどは常識に反する行為だと思います。

MK課長の言い分もあると思いますのでこの手紙のこの箇所では白黒をつけることはしませんし、また無駄な結果に終わる危険もありますためしませんが、少なくとも明白に双方に遺恨があることは事実であり、そうした人物を交渉の窓口におかれることは前例がないと思います。MK課長の声を聞くのも顔を見るのも、すべて苦痛であるときに、その人物が交渉の窓口や担当者など〈と〉は前代未聞の交渉としか思えません。一万歩譲ってMK課長の言い分があったとしてさえ、双方遺恨もっていること（私は 1997 年 5 月 9 日に彼の発言により次年度は何らかの形で 90 %は解雇されると感じさせられた方です）は明白であり、それのみでも、彼が交渉の窓口になること自体常識上考えられぬものです。

また、この手紙がMK課長が先に見られる危険性があるとすれば、このようなもの交渉とは社会の前例及び常識上見なされるでしょうか。これらを踏まえて以下のことをお読み下さい。……

【参考—15：新免議員への手紙：[松尾副校長の発言問題]：1999年1月12日より抜粋】→直線アンダーラインや訂正線は今回（1999年）つけ、〈 〉内は今回補った。同一作業を一部2016年行った箇所もある。

「……先日の短大からの手紙が来たというだけで再度やはり、精神の不安定状況がおこり、本日（1月11日）短大あてに手紙をだし、精神危機状態のため最低でも30日は私あてへ連絡してこないよう〈にと〉だし少し安定したと思ったものの、夕方からまだ精神がおさまらなくなり、12月28日の交渉の件が次から次へと頭をよぎり出すと同時に胸焼けの再開も始まりました。

胸焼けの症状は以前よりかなり軽いとはいえ、精神の不安定状況と合わせれば要注意状態です。そこで、短大あてに最低30日は手紙も含めて連絡してこないように、万一超重要なことのみ新免さん宛にと新免さんの奥さんの了承のもとで記させていただきましたが、超重要な用事でも良い知らせ以外は短大から万一新免さんあてに連絡がありません。私あてにはその連絡があったという通知も今の状態では30日位はしていただかない方が精神の防衛上不可欠のように思われます。勝手ながら、この点もお含みおき願いたいと存じます。また、場合によれば30日の精神安定

のみでは不十分でその倍以上の日数を要するかもしれませんが、当面、なるべく外出を避け、同時に人との接触も避け、また精神衛生に良いことを調べ実行し、精神の安定を図りながら様子を見てみたいと思います。

尚、12月28日の件で短大に手紙を出した後で脳裏をかすめたことを、胸にたまったものを吐き出させていたため、記させていただきます。

最近脳裏をかすめるのは、副校長が事業団職員に一定の調査を~~も~~（させて）、私に暗にその結果をほのめかしたのだろうかということです。そして、これらに関する点は副校長が私に直にお聞きにならないためこちらから返答ができぬため、万一そうなら新免さん宛に記させていただきます。……

⑤誠意ある交渉のもう一つの課題。

本年になり、前回の交渉で副校長が私を試したのではないか、という疑惑を今持っております。要するに、あれだけ無茶な労基法違反の慢性化、その他のルーズさ、教育の荒廃、形式主義と教育権（へ）の平気の介入、その他は内部の人間なら（ば）調べかければすぐに分かるはずで、よって、すべてを知り尽くした上で副校長が私を試したのか、という疑惑です。これは大問題です。

学校機関や教育機関の放棄を事業団が自ら告白しているのと同様のことで、本来大学の教授会などで、大きな問題やこの種の問題を調査したり検討する時には正面から正々堂々とおこなうものです。試すなどは、幼稚園や小中学校で悪質な教師が生徒を実験するために行うものです。これとて教育という視点からは問題があります。アカデミズムとか教育とか学校機関では、労働問題やその他の問題も正面からきっちり理を尽くしてはなしあうべきです。万一試して何が分かったとしても、教育機関や学校ではその行為によりそれ以上の弊害が起こるでしょう。過去の学問の自治のための長い闘争をすべて否定するものでもあります。

教育あるいは学問という世界の人間は正面からきっちり理を尽くして話しあうということが重要（眷）と同時にそれが学校というものの生命線なのです。万一、教師の私に学校が試したというような行為をした場合には、それは自ら学校の機能不全を告白したものでしかありません。

更に私個人にとっての弊害もあります。

まず、1) 正直に正面から聞かれない以上、私は以上のことを誰に答えたらよいのでしょうか。聞かれていないことを学校に答える訳には参りません。しかし、答えずにいたら、現在病気の関係もあり精神が落ち着きません。たまたま新免さんに立会人になっていただいたのでこうした文章で知らせ、やや落ち着くということです。2) 更に、きっちり正面から聞かれば、こうした文章を記す労を防げるのみならず、より正確に適切に返答できます（その場で即答できなくとも同様です）。3) それ以上に不信感と不潔感と嫌悪感をそうした行為に私は持ちます。4) そして何よりも問題は試された場合には、すぐに分らず後に分かりモヤモヤし、こうして精神が乱れかけた時にはそれを助長します。5) そして、試すというような行為は人を馬鹿にした行為であり、幼稚すぎる行為ということです。6) 最後に学校と名がつくところはまして大学や短大に該当する機関はアカデミズムの精神が必要です。7) また、試されるのは被害者の私でなく、加害者の労基法違反の人間のはずです（YK氏やMK課長……）。被害者を試し、その被害者の健康を更に悪化させるという暴挙と筋違いは、不愉快そのものです。これではいつまでも精神は安定しません。8) しかも正々堂々と正面からの話~~も~~を、誠意を持って話すという努力もせずにこうしたことをすることは、筋も通っておりません。

もし、体調が悪化せねば、私は正々堂々と疑問に思ったことは双方、紳士的な形で素直にまず聞くこと、これが、すべての場で、特に教育に値する場での話し合いであり、交渉のはずです。こうした行為によって起こされた体調の危機のため、しばらく緊急避難せざるをえません。教育機関にとっていかなる問題であれ、試しや駆け引きというものは自殺行為でしかありません。

聞かれてないことを学校に答える訳にもいかず、かといって気持ち悪く、それ以上に精神不安定のため、現在たまっていることを吐き出させていただき、精神の安定を図るためにご迷惑を承知ながらお手紙を書かせていただきました。

最後に、私自身もやはり大儀の道（自分のすることが正面から人と社会の役に立たねば）を念頭におき、大局的な視野で、駆け引き類は一切せず正面から物事に対処していくつもりでおります。尚大儀の道は微力ながら15歳（部落研活動）から大学時代のベトナム戦争での医療品支援活動他から今日まで精神が正常な時には常に何かをしていたと自負しております。今回に限ったことではありません。

当面体調の危機のため、緊急避難はやむを得ませんが、また、いろいろ厄介な問題をお願いし、新免さんの貴重な時間を奪っていることを再度お詫び申し上げます。また、短大宛への手紙の件で一応新免さんの奥さんに新免さんに関する項目でポイントのみは書いてもよい旨の許可をお取りしたものの（の）、厚かましいお願いをしましたことを重ねてお詫び申し上げます。 敬白。

■【参考—16：第二回会談に関するメモ】（1998年12月28日程一覧と日程表より抜粋）

→（ ）内は今回補足箇所及び誤字等の語句微修正あり。

……

※賠償〈は〉今後不明も、政経の眼で見て前例より国関係の金額〈の前例を〉想像すると「もったいぶるな」という事。取られる時間考えると馬鹿馬鹿シイ！

## 1：交渉時の内容〔当日のメモより清書〕

①労働条件の明示→短大に文書作成してあるも手渡すのを忘れたとの事。〔15年連続で！〕

②〈暴力学生〉S→岡短の学生で卒業したとの事。尚、当人かどうかの確認は……〈していない〉との事（＝偽物学生か本当の岡短の学生かの調査はしていないとの事）。懲罰等は一切触れず→おとがめなしとしか解釈できず。

③プリント等の印刷→職員の仕事であるとの事。

私が「では他の非常勤講師が印刷を依頼した時に職員が嫌な顔しても、頼めば良いのか」と尋ねると、「そうです」との事。1997年の新任の非常勤が印刷機の使い方を私に尋ねた際に職員の仕事と教え、職員に頼んだら嫌な顔をされ当惑していた事実あり。

④専任確約文書〈専任確約文書かテープがあると、私を短大に招聘する時に間に入ったSM先生より聞いていた事について〉→無いとの事。分からないとも解釈できる言動。

専任決定権は校長等にないため、専任確約はできないため、〈そうした事を〉言っていないと理論的に松尾副校長が判断し、初代副校長等に問い合わせる必要性を感じず問い合わせをしていないとの事である。〈1982～83年初頭の専任前提で私を招聘した当初のいきさつ（は本文参照）及び1983年度に「まず専任にはなれる……ただ情勢が変わったので3～4年余りは無理であるが……私を専任にするため最大限の努力もする。（アンダーラインは岡短を代表しての100%の明白な確約事項）」という形で引き留めも後にあったが、それに関して後の校長・副校長等への引継ぎや確約した最大限努力の実態についての言及も一切なかった）。

⑤結論→賠償金、見舞金、医療費等一切支払う意思はないとの事。

⑥貸金支払日→会談前半＝5日でなく5日頃と発言。

会談後半＝10日頃に支払う事になっていると訂正。頃でなく何日と特定せねば労基法に触れると言っても、頃としか答えず。

⑦貸金支払い遅延の被害について。

労働条件の明示がない以上、24条違反は成り立たずとの事。15条に違反すれば24条違反は存在しないという論理かと確認すると副校長は否定せず、思わず私は失笑する。→このみ、将来金になる。金になるとは賠償でなく、万一教壇に復帰したら授業のネタで、Jokeのネタになるという馬鹿馬鹿しい返答という事。只当日は思い出し笑いする。勿論、法的には15条違反と24条違反の両方をしたと自ら副校長が証言したものにはすぎず。

⑧1998年1月の1回余分の貸金は3月の短大掃除の時〈等〉を想定して振り込んだとの事〈原稿料について聞いたが支払うとも支払ったとも明言はなかったためこのお金は原稿料とは無関係となる〉

### 《\*2004年追記：体当たり学生Sに対する学校回答への疑問：04年9月1日追記》

短大交渉【4章資料】(21)番の関連資料内の1の②(1998年12月28日の項目)への追加

[体当たり学生「SY」に関する岡短松尾副校長の回答内容の解説]

②〈暴力学生〉S→岡短の学生で卒業したとの事。尚、当人かどうかの確認は……〈していない〉との事

→(上記を丁寧に記述すれば)

②〈暴力学生〉S→岡短の学生で卒業したとの事。尚、体当たりした人間が「SY」当人が「SY」の名を讀った偽物かどうかの確認は……〈していない〉との事

### 《上記の疑問》

まず、無理難題と失礼な言動の挙げ句に体当たりしに及んだSなる人物に、私が事務所へ行くように何度も指示をして暴力を使用せずに相当な言い合いの果てにそれを達成した。だが、事務員は何をしていたのかとなる。

(1)事務所へ連行した当日、その場で名前の確認をした時点で、学生証の提示を求めていなかったのか。呆れ果てて物も言えぬ。

(2)同じく当日に、学校にある、岡短の学生関連書類に添付されている写真で人物確認をしなかったのか。していないならば給料を貰って事務としての職務遂行違反・怠慢でしかない。

(3)私の「辞職願」を1月に受け取った後で、上記学生が97年度に卒業するまでに約2箇月あった。その間に事情聴取はしなかったのか。あるいは、再度の人物確認はしなかったのか。MK課長の学校の管理責任の放棄でしかない。

(4)98年度後半から雇用促進事業団と交渉を開始したが、その後も体当たりした人間が学生S・「SY」が本人

か「SY」の名前を語った偽物かの調査は「SY」本人への連絡も含めて可能であった。

(5) 同上において「SY」が証言を拒否した場合には、当時彼と行動を共にしていた人物がおり、FJ氏も彼らに会っており、彼らから事情聴取ができたはずである。

※ 98年12月交渉においてすら、SYの名前を語った人物が偽学生か本当の岡短の学生「SY」かどうかの回答すら学校側に拒否されては話にならない。SYの名前を語った人物が偽学生で、かつ岡短に在籍していない人間ならば、(傷害罪の前に)視聴覚教室等への住居不法侵入等で学校は警察に告発する義務があった。98年度でも時効になっていない。04年時点で万一刑事時効ならば民事訴訟の義務が学校にある。私の方は健康問題のみならず、98年度交渉でも岡短の回答拒否のみか本文に記した不当交渉により健康を再度悪化させられたため動けなかった。更に、在籍中は上記(1)～(2)のみならず、学校と私の連携を遮断した労基法違反及び数々の職員の違法行為を考えると尚更責任は学校に全てある。しかも、当時は事務員がこの体当たり学生を庇っている。

ちなみに、もし体当たりした人間が「SY」当人であった場合には、卒業していても、卒業自体、あるいは短期大学校への在籍自体を無効とする処分もあると思われる。但し、04年時点でもまだ事実が判明していないため、体当たり学生が当人の場合には具体的な処分に関して言及はできないが、一定の処分は卒業後でも可能なはずである。まず事実を学校が私に伝えねば話にならない。

但し04年現在の推測は短大が黙認・許可して騒動を故意に起こすために導入した偽学生を疑っている。目的は第5章追記MK課長特集等で記したように、恐らく短大の本館に待機していた他の学校関係の教師に見せるためであろう。これが事実ならば、精神を含む私の健康全体への岡短と雇用促進事業団による傷害罪である。

#### 【2016年8月16日追記】

文中のSとSYは同一人物である。

Sの方は岡短のプリントなどで配付するときに、略号Sとしていた。他方、私の日記類には実名で記していた。その結果、Sと実名が混在した。なお後者の実名の方は、『恐るべき労基法違反』にする場合には二文字の略号の方が整理しやすいということでSYとした。

その結果、既にSで配付していたため修正できないSと、後に整理上の便宜問題からSYとした、この二つの略号が存在することになった。

## 第五節：日本の人権救済の限界について

—何故、裁判より先に全政党及びマスコミなどに告発をしたか—

### 《◇-1：訴訟費用の限界と命及び健康の値段について》

1998年の12月28日の不当交渉に対して何故即訴訟をしなかったのか。

当然したいに決まっている。しかし、訴訟費用などある訳がない。十数年、年収40万円とか数年間のみ約その2倍で、可処分所得は更に低く、その上医療費まで支出してきた人間にとって弁護士に頼んで裁判が可能であろうか。

弁護士費用は、1999年現在3000万円を超え3億円以下の部分では着手金3%、報酬金6%である（300万円以下がそれぞれ8%、16%であり、301～3000万円が5%、10%である）。

おまけに私の方で証人申請を行う場合には、その交通費及び宿泊費は私持ちとなる。また、民事訴訟の場合には、勝訴しても、弁護士費用の請求は、場合によれば、もう一度裁判で争わねばならない。更に、控訴、上告を行うときの費用も検討しなければならない。

**必要費用を全て考慮すると、仮に1億円の損害賠償請求をしたならば、出発時点での最低でも準備金は（控訴、上告を含めずに）500万円ではまずすまないと思われる。**

**手弁当の弁護士が出てこぬ限り、民事の賠償請求は、被害が大きければ大きいほど弱者にとっては不可能である。今日の裁判制度では、長期病気で金の非常に少ない人間は、同時に被害額が多ければ大きいほど——被害者が公害等と異なり、一人の場合には——民事訴訟が困難か事実上不可能な仕組みが今日の裁判制度である。**

憲法が（裁判）請求権を認めている以上、国がこうした場合に備え、何らかの扶助制度を設けているのが常識である。

法律扶助協会（1952年1月24日発足）があることはある。だが同協会は——少し資料は古いが——、「…財団法人『法律扶助協会』（本部東京）が、深刻な財政危機に陥っている……」（朝日新聞1994年1月23日）、更に「援助の要件が厳格で、償還するのが原則となっている点も、市民の利用を妨げている。また扶助事件の報酬が安いと、弁護士も熱意ある一部の人を除いては、やりたがらないなど、課題は山積みしている」（朝日新聞1994年1月18日）と言う状況である。

おまけに東京法律事務所の友人弁護士（神田弁護士）の話によれば、「弁護士はどういう人がつくか選択の余地がないため、浜田さんが自分でやるように」とのことであった。また、国の立替制度も同様とのことであった。更に、雇用促進事業団・岡短を相手どっての裁判とは、事実上国家・労働省を相手に行う裁判であることから、特に国の費用立替制度はまず不可能と考えた方が良くと思わざるを得なかった。

それでは、賠償請求額を下げたらどうかという問題がある。

ましてや、「日本の裁判や国関連の賠償の事例を検討したら、人間への危害に関しては完全な補償の事例等はないではないか」という誘惑もあった。ちなみに、土地・建物への賠償は大体きっちり支払われる。国が過失で我が家を壊したら、家を建て直すのにふさわしい金額は——土地への愛着心とか特別にその土地が風光明媚（ふうこうめいび）であるということは考慮されないときもあるが——大抵きっちりである。

次に、（大学生などでなく、既に就職していれば）会社員などが国の過失や不法行為で働けなくなれば、これも生涯賃金より計算してかなり正確にできるような錯覚がある。錯覚とは、受けた被害のための苦しみは如何（いか）に死ぬような苦しみでも、わずかな慰謝料しかださないという問題がある。では、加害者に「その慰謝料で同じ苦しみを味わえ」と言えば法を盾に絶対に逃げるといふ欺瞞（ぎまん）がある。

更に、水俣病などの公害被害等により一生を棒にふるっても、その一生に得られ、かつ生きていたら享受できた喜びへの損失額などは出ないに等しい。公害などで大病を患い苦しむ死んでも、その賠償額は東京等で道を拡張するときにならぬ土地に対して支払われる土地代にも及ばない。これが命の値段と苦しみの値段である。

東京で世話になった、小さな飲み屋・孔雀（くじゃく）でも、道がつくとすれば、土地のみで1億円以上は確実に支払われるであろう。

だが、1998年2月の岡山地裁支部であった川崎製鉄水島製鉄所掛長〔当時41歳〕の川鉄過労死（半年で2000時間を超える労働）訴訟では、大企業のサービス残業の実態を指摘しても、請求額の半額5200万円の支払命令でしかない（「朝日新聞」1998年2月24日参照）。

私にはどうも労基法違反による犯罪死の臭いがする。少なくとも日本の労働行政の怠慢による被害者として将来は位置づけられるであろう。よって、私のような労基法違反による病氣被害の場合には、国の前例や裁判の前例から言えば、実際に損失し・同時に苦しんだに値する慰謝料など出るはずがない。そこで、

私を含め金のない人間は、裁判費用の関係で、前例等を検討し、不合理でも泣き寝入りをして、できる限り賠償請求を低くして、訴訟を検討せねばならないという誘惑に駆られる。

## 《◇-2：訴訟費用がなければ賠償金額を下げたらどうか》

私も、裁判で出そうな賠償額を予想し、そこに基準を合わせようかという馬鹿な発想を強いられそうになったこともあった。

しかし、万一賠償額が（計算しやすいため仮に）1億円が妥当と裁判官が考えても、私が10万円として訴訟したならば、幾ら裁判官が1億円支払いの判決をだしたくても、原則として最高10万円でのこの件は決着してしまう。これが民事裁判の金のない人間の被害である。

これは極論であるが、実際に愛する夫等を労基法違反による過労死も含む労働災害で失い、民事賠償をするときには10億円もらってもやりきれないが、過去の裁判の前例よりこの辺りかとして弁護士費用の関係で妥協しているのが現実である。もう一つの問題がある。大儀の問題である。従軍慰安婦の例を出そう。

従軍慰安婦や戦前の朝鮮の人などへの強制労働の賠償は、政経の知識で言えば、0円かせいぜい和解を通じて一人30～100万円か、良く出て500万円であろう。

和解なしの判決としての賠償命令が出る確率は宝籤（たからくじ）に等しいのが現状である。勿論、私は司法消極主義を肯定していないが、悪まで前例の話である。では、強制的に従軍慰安婦にさせられ、戦争中は死の危険にも直面し、戦後は日本の行為が元で種々の病気に苦しみ、一生を台無しにされた人の損失額は30万円か、せいぜい500万円であろうか。子供でも「そんな馬鹿な」と言うであろう。それのみか、過去にそうした被害を受けた人が、そんな額を予想したとしても、賠償額として請求できるであろうか。屈辱以外の何物でもない。

例えでなくて、現実の話として数多くあるこの種の訴訟の中から一例のみ記す。

1998年4月27日の山口地裁支部判決の事例を紹介する。

「第二次世界大戦中、従軍慰安婦や女子勤労挺身（ティンシ）隊員にされた韓国人十人が、国に総額五億六千四百万円の損害賠償と公式謝罪を求めた『閔釜裁判』で山口地裁下関支部は二十七日、元慰安婦三人に慰謝料として三十万円ずつ支払うよう国に命じる判決を言い渡した」（「朝日新聞」1998年4月28日）。

このケースの場合を考えれば分かるように、条約問題や立法府の問題等から一定制約があるため、被害者がそれを予測し、せいぜい判決が50万円と考え損害賠償訴訟を起こせるかという心理的問題や社会的大儀の問題がある。ところでこの山口地裁の判決の如（ごと）く、30万円としてですら判決で支払命令が得るのは周知のように異例なことである。

万一50万円で訴訟を起こせば、着手の段階ではせいぜい5万円程度ですみ、更には全費用を考えても50万円程度ですむかもしれない。ならば、裁判を起こすことも可能である。

しかし、彼女達の実際の被害は誰が考えても1億円以上のものである。「ふざけるな！」という政治家がいたならば、では1億円で自分の娘を戦地に派遣し、命の危険を冒し、かつ慰安婦の仕事を長期させ、更に帰国後に病気その他で一生結婚もできぬような状態にするがよい。今でもどこかの先進国が戦争に参加するような戦場では（1960年代後半のベトナム戦争などであれば）裏で話せば、そうした子女に対して1億円くらいは出してくれるかもしれない。しかし、1億円でも、誰とて自己の意思に反してそのようなことをさせられて満足はしない。

だが、賠償額が1億円か2億円が妥当と思っても、一人で裁判をしようと考えれば、被害者は裁判開始前に、最低でも1000万円前後の資金を準備しなければならない。このジレンマのときに判決で出そうな賠償金額と実際の被害に近い金額のどちらを選ぶかという問題がある。

賠償額の予想値としての50万円等を損害賠償とすることは、彼女達は決してできないであろう。私の場合にも、同様の理由で損害賠償額を大きく引き下げることもできない。大儀の問題もあるし、以下の矛盾を世間に訴える義務もある。

それは、先進国日本において建物と違い、人間の命や健康被害の値段が極端に安い相場にあるという異常な状況を訴えるためでもある。時には動物園のパンダを殺害すると（有名な絵画の破損と同様に損失額計算が明確なため）損害賠償1億円の判決が出て、労基法違反で人間を殺しても1円も出ないか、出てもひどい場合には5000万円以下ということすらある。公害は更にひどい命の値段となっている。動物園の珍しい動物以下の値段である。

こうした矛盾の中で、私自身が受けた被害に対する正当な賠償請求の裁判費用は、先に記したように、上記の長期の低賃金と定期通院下では工面できるはずがないという矛盾があった。そして、それを救済する国の制度も上記に記した如く、ないに近い状況である。憲法に保障されている、(裁判)請求権は実質的

に日本には存在せず、命と健康の値段の全く非常識な相場がまかり通っている。

私論では、命の値段を正当な価格まで引き上げれば、労働災害や公害等による被害が減るのみならず、同時にそれを償うため、アメリカ型企业保険会社も発展すると考えている。

正当な値段の賠償判決を下せば、まだ不十分とはいえ交通事故関連の保険の如く（公害・労働災害・労基法違反・パワハラ被害に対する）企業保険などの民間保険会社も発展する。

現在では、労災認定されてすら、実際の被害の数値にはほど遠く、交通事故に例えれば強制保険部分程度でしかない。その遅れは、加害者の支払能力を頭に命や怪我（けが）等の被害の値段が判定されるからである。労働災害と交通事故での被害が同一レベルであっても、その賠償に関する判決が異なるのが、今の日本の判例である。

全体としての命の値段の整合性に関して判例（時には法令）の不備の根拠はここにある。車の場合には強制保険では不十分と考え、任意保険に入るのが常識に対して、労働問題の場合には労災保険しかないという面と、支払者擁護論から判決が出るため、こうした不合理と命の値段の整合性がないという、人権に関する法の不備問題が生じている。

### 《◇-3：なぜ政党に手紙をだしたか》

私がこの手紙を政党宛にも出したのは以下の理由である。

①労働省傘下の雇用促進事業団運営で労働省所管の岡短による労基法違反被害、即ち、日本の労働行政の怠慢と労基法違反の怖さを熟視していただきたいこと、更には私自身の救済へのお願いもある。

②上記の裁判を受ける権利が、実質上、日本には存在していないことを訴えること。

③更に、財政面からも「教育聖域論」に対して、疑問を持っていただきたいことである。これは最後に記す。

④2010年追加項目として、「機構」運営・労働省所管の大学校で、労基法違反被害のみならず、組織的な関与の下で詐欺被害・人権侵害被害に遭った疑惑から、国会などが調査する義務があるからである。

更に、現在も種々の形で（恰も私の被害への保険適用のためのパッチテストを装った、しかし時には車での異常接近をされるなど命の危険を伴った）人権侵害を受けているとしか思えないからである。

兎（と）も角（かく）、被害が大きいため、その被害に値する賠償要求のためには、個人的には訴訟は極めて困難であるため、政党・マスコミへ救済の手紙を出したのである。同時に④の状態のため、私の動きを封じられていることもある（幾つかは新免議員報告文書などに記載し提出済みでもある）。

マスコミ・政党は一々こうした事例が個人的な場合には対応できないケースが多いかもしれないが、今回のケースは労働省による労基法違反の大被害と言ってもよく、これを放置するならば税務署職員の大脱税を放置したのと同じ意味をもつため、政党としても本格的に取り組んでいただく根拠もあり、それ以上に④の如く組織的犯罪の疑惑が極めて高いため、手紙を送付した次第である。極論すれば、これを放置すると日本の国家は国家として機能しなくなる。

具体的には、(1) 労働省（現厚生労働省）と「促進事業団」（現独立行政法人「機構」）の調査と(2) 「機構」が私に対して、適切なる賠償を行うよう指導を願いたい。少なくとも、岡短運営権者である労働省（現厚生労働省）への強烈な忠告は政党の任務でもあると思われる。

単刀直入に言えば、私はとりわけ次のことを願っている。

「機構」が不明な点は私に正面から聞き、私の被害を把握し、その金額を計算し、その上で「国の前例や判例などで、私の被害額該当分は申し訳ないが全額は支払えないが、ここまでは払わなければならない」という形で、私の立会人と速やかに具体的な交渉をするように指導願いたいと考えている。

私の方で、病気に関する苦痛度に対する慰謝料以外の被害は一定推測可能である。しかし、それが事実と判断されても、過去の前例より、人間自身の体が受けた大きな被害の場合には、全額補償された事例は極めて少ないか・ないに等しい。だからと言って、私の方からは「被害は〇〇円であるが、ここまではまけてあげましょう」とは言えない。よって、事業団の方が「被害は〇〇円と判断しましたが、国の前例や・判例や・その他より△△円までで御了承願えませんか」として、私の立会人と交渉するのが筋である。私は病気がなければ本来得られたと思う収入などを資料として、岡短の松尾副校長と立会人である新免町会議員に提出したが、それらはあくまでシミュレーションとして提出をしていることを断っておく。

同時に④の調査をしていただき、私の疑惑が事実ならば刑事告発のみならず、労働省による命の危険を伴う組織的犯罪のため——{万一、厚生労働省が直（じか）に関与していなくても、実態を知っていたり、黙認をしていたりすれば、労働省所管の大学校での犯罪であり、労働省若しくは厚生労働省自体の組織的

犯罪となるため} ——国政調査権の発動をも求めている。

事業団も、岡短という教育の場で、不法行為に基づく被害を私に与えた以上、あら探しや虚位の発言により、私の被害額を故意に下げようとせず、(私の計算やシミュレーションとは違っている)被害額をほぼ正しく測定し、その上で支払能力に限界があるならば、それを正直に述べ「浜田先生の被害額は〇〇円と算定しましたが、支払能力や国やその他の前例より、特殊法人(現・独立行政法人)とはいえ、国家に関連している以上自由がきかず、△△円で御辛抱願えないですか」と、俗語で言えば「正直に理由を述べ値切る、方が私の被害額を恣意に下げたり・偽証で誤魔化(ごまか)したりするよりは誠意があるし、交渉は早く進行する。そして、岡短と直の交渉は、私の病状よりもはや無理であるが、私の立会人と速やかに交渉をするよう、諸政党が指導されることを嘆願し、この手紙を記した。

尚、立会人は、知り合いであった美作町議新免議員(現美作市議会議員)である。新免氏は正義感が強いのみならず、たまたま共産党議員であり、こうした交渉においてボッタクリの類を共産党の議員がしたという前例はないはずである。全政党への嘆願のため、はっきり言うが、他の政党がボッタクリをしたとも言っていない。なお、私自身は長期(約30年)に亘(わた)り無党派であり、今後も無党派であり続けると公言しているが、たまたま我が家界限(かいわい)でのパレーボールの練習を通じて約35年前(2010年現在)に知り合った新免議員に立会人をお願いした次第である。

上記に記した政党の支援が不可能なときには、国連の人権委員会【参考—16】等への手紙の送付も考慮したが、それは日本がまだ加入していないことなどから不可能であった。

それでも、友人の弁護士から自分で訴訟をやるようにとアドバイスがあったことから、全く不可能ではないかもしれないとも思うし、更に大学院時代の知人が法学者などとして活躍していることから、自分で訴訟も頑張ればできる可能性はゼロではないとも思う。

訴訟関連の入門書に高額訴訟は個人では無理で弁護士に依頼するのが常識と記されていることは百も承知である。しかし、1999年日本鋼管と和解した金景錫(キムギョンソク)氏がたどたどしい日本語で、誤りや意味不明の箇所も多数ある中で悪戦苦闘し、「初めは弁護士の力も借りずに、たった一人で起こした裁判【参考—17】」(「朝日新聞」1999年4月8日)を考えると、長年学問と教育の道に携わってきた私が不可能と考えるのは早計かもしれないとも考えている。

とはいうものの、その準備に入りかけた途端に、肝心の病気の件がネックとなってしまった。訴訟準備しようとするや精神の乱れを誘発し、自らで訴訟することが相当健康上困難な状況にある。しかし、訴訟額が90万円を超える場合には、代理人訴訟は弁護士以外は認められないことから不可能に近い状況にある。

また、自己意思に反する言動をする(私には「催眠」の如く形でさせられたとしか思えない)ことより、自己訴訟は2010年時点でも不可能となっている(【参考—18】参照)。更に、私の部屋の私文書が改竄(かいざん)された疑惑があったり(何回か改竄されたとしか思えないことがあったり)、謎の紛失をしたりしたこともあるため、証拠がいつ紛失・改竄されるか分からないことも訴訟を不可能としている(詳細は拙著『閉じた窓にも日は昇る』参照)。

少なくとも訴訟防止用費しと完全になっていた。因(ちな)みに、重要文書は私の控え、「機構」などの相手のみか、立会人若しくは友人にも同一物を送付するなど、改竄防止策を可能な限り工夫しているが十分ではない。更に、誰が行っているのか不明であるが、(保険のためのパッチテストとみせかけた)諸挑発と妨害が頻繁にあり、完全な訴訟封じとなっていた。これらの妨害の一部は新免議員報告文書などに記載したり、可能な限りその都度報告しているが、狡猾(こうかつ)かつ量が多すぎるため全部の報告は無理である。

これらのことから、政府機関・主要政党・(公益性を持っているとみなしうる会社に限定した上で)マスコミへ手紙を送付した。

政党等から、厚生労働省に対して、労働行政の怠慢を戒めていただきたいと考えている。私のケースが厚生労働省関連の職場での労基法違反による健康被害問題であること——最近疑っている組織的な計画的詐欺被害・人権侵害疑惑——や、厚生労働省系列短期大学校の問題であり、また特殊法人・独立行政法人問題等の視点から、国会で取り上げていただきたいと思ひ手紙を送付した次第である。勿論、厚生労働省傘下の事業団(現・「機構」)での労基法違反ということで政党には調査の義務がある。

このケースでは政党から事業団への圧力とはならない。いな、圧力となっても米国のパワハラ訴訟の事例やユダヤ系によるドイツ企業への圧力による戦後補償の前例もあり問題はない。日本でも森永ミルク事件や薬害エイズ問題をはじめ、正当な手段として認知されているものである。労働省(現・厚労省)傘下の「機構」・岡短(現中国職業能力開発大学校)による労基法違反の被害、即ち国税庁職員の大量の脱税と同じケースのため、政党、議会の正当なる仕事でもある。私の方も国会への正式な手続を踏んでの誓願も健康が許せば検討したいと考えている。

### 【参考—16】

「国連の人権専門委員会へ直接手紙を書いて審査を求める事ができる」条約に、欧州始め 100 箇国が批准しているにも拘わらず日本が批准していない事（「朝日新聞」1998 年 8 月 31 日）や「日本が人権関係条約の批准の少なさから国際的な批判を受けている」（「朝日新聞」1998 年 10 月 27 日）問題がある。

### 【参考—17】

強制労働下で拷問などを受け、それに対する戦後補償の裁判で本年日本鋼管が 410 万円を支払う事を約束し和解した裁判の事である。

### 【参考—18】 A O 医院及び交渉立会人新免美作市議会議員に毎年送付している健康報告文書より一部抜粋

私の即答に関する問題⇒即答は不可能、特に精神乱れ期は責任を持ってません。

精神がこのような状況では電話とかお会いしました時の言動[特に即答]につきましても、当面言動に責任がもてない事を先に申し上げておきます。既に何度も記しましたように、あたかも催眠にでもかかった如くに嘘でしかも逆に自分に不利な嘘の証言を97年警察でしてしまった場合すらあり、これも個人訴訟が不可能な大きな要因であります。また、こうした時期以外でも重要事項に関しましては即答の場合には原則として責任が持てない場合があります。返答にはじっくり検討する時間の確保を条件と致します。但し、それも健康状態が悪化した場合やその危険のある場合には保留とさせていただきます。特に私の現在の最大課題と責任は健康を回復することであり、それが私の第一の権利と義務であり、まず最優先すべき事であることをご了承下さい。

### 【参考—19：インターネットでの社会告発を今までしなかった理由】

2010 年 11 月 13 日現在、海上保安庁でのインターネット上でのビデオ流出問題が大問題となっている。私の場合は公務員ではないので守秘義務はなく、インターネットでの告発は問題がない。だが、インターネット関連法整備がなされていない今日では時期尚早として、私はしなかった。

インターネットでは、画像・動画・文書は簡単に改竄（かいざん）でき、最初の発信者以外の人間が改竄した内容を世界中に流すことは簡単なことである。今日問題となっている海上保安庁のビデオ流出でも、日本国内は元よりロシアやブラジルなど他国でキャッチした別の人が勝手に編集し、改竄してから世界中に流したならばどうなるであろうか。

例えば、海上保安庁か中国側のどちらかが銃を乱射しているように動画を編集しなおして、再度インターネットに流したならば。勿論、動画を編集する人間は国家公務員でないため、守秘義務違反にはならないし、インターネット上の著作権問題もまだ法整備も完全にはされていない。同時に改竄した人間は、最初にキャッチした動画は悪戯（いたづら）の偽物と考えたので、自分も更にデジタルで画像編集しただけである、と言えよ。まして、改竄した人間が日本以外の地に済み、日本人以外ならば、それを国内法で取り締まることはできない。依（よ）って、尖閣列島付近で起こった事件の動画を流した人間が英雄扱いされているが、私には危険きわまりない行為としか思えない。それが、私自身の問題をインターネットで社会告発しなかった理由である。海上保安庁のビデオ流出させた人間と異なり、私の取った手段は以下の物であった。

①まず該当機関本部のみに告発をする（「機構」本部と労働省）。それで駄目（だめ）ならば②に進む。

②政府機関、主要政党など。それでも駄目ならば③に進む。

③主要なマスコミ（読売・朝日・毎日新聞や主要な TV 局や一部著名なニュースキャスターなど）。インターネットと異なり、ここでは法以外に放送倫理協定に従い報道内容を自主的にチェックする。同時に、インターネットと異なり、私の文書を改竄（かいざん）し発表すると、恐らく刑法などに抵触すると思われる。更に、複数以上に送付していれば改竄の危険はほとんどない。

依（よ）って、1998 年夏には①のみとし、他の政党及び政府組織などには文書は送付していなかった。しかし、問題が進展せぬためやむなく、上記①～②と③のごく一部までを行った次第である。今回も①～③までを予定しているが、それでも駄目ならばどうするかは今後検討する。

## 《◇—4：教育聖域論の欺瞞と労基法違反》

特殊法人雇用促進事業団（現独立行政法人雇用・能力開発機構）の親方日の丸的体質が労基法違反を生み出し、国家財政がこれでは赤字で当たり前という、その体質を指摘し、しかも金を投入して教育を破壊した事例を記したが、「教育聖域論、への問題点も財政論も踏まえて指摘しておく。

ポリテクカレッジ岡山（以下岡短と略す）にクーラーも、暖房もほとんどなかった頃、近代的校舎もなかった頃、授業は——他の大学に比べれば問題だらけであるが——快適とまではいかずともやりやすかつ

た。クーラー、暖房が入り、近代的校舎が不必要なまでにできた頃、授業は極端にやりづらく、無法学生が続出した。

岡短学生を2クラス合併の50人前後で教えていたとき以上に、後のクラスごとに20名前後で教えた頃の方が、無法学生は更にその比率を増した。

岡短学生の英語力が相当低かった頃より、やはり低いのではあるが多少上向いたとき、無法学生は逆に増加していた。

更に徹底的な一言。岡短の職員室を廃止し、膨大な金をかけ各専任講師の部屋を個室にしたことは学校崩壊のためにお金を投入したと言っても過言ではなかった。

これらのネックは岡短及び「事業団」が自らの権益確保のため、学生の一定数のみを確保し、学生の一定数を卒業させることのみを形式的に考え、そして予算分捕りのための箱物・器（校舎）のみを不必要なまでに増加させたものの、学生の学問への真摯な姿勢を養うことや教育などは誰一人として考えなかった親方日の丸主義から生じたものである。建物などの箱物・器よりも、学生への教育に本当に何が必要かを誰も真剣には考えないのが、今日の教育界の実状である。その意味での典型例が岡短であった。

ODA（政府開発援助）と同様に、金をただ教育と名がつけば投入すれば良いという発想が誤りであり、その金の投入により岡短は逆に学校崩壊した。よって、お金を教育にどのように投入するか、更にはそのお金をどう運用するか。それらを適切におこなうことのできる人物の育成抜きには、「教育聖域論」の名の下で、ただ教育費を増大することは逆効果を生み、同時に国家財政の大赤字の原因にもなっている。

岡短が労基法違反及び不法行為と同時に、「教育」に金を使って逆に学校を崩壊させた事例を、「特殊法人の問題点と教育聖域論への問題提起：岡短の事例」（ワープロA4で30枚）、『親方日の丸』（ワープロA4で130枚）にてまとめている。今回、全部送付するとなるとコスト面で不可能なため、ごく一部の機関に限定して後者の文書を同封予定である。

ただし、前者は2004年には主要機関・主要政党には既に送付済みでもある。それ以外の方でも気になれば、新免美作市議会議員、恩師・後藤峯雄先生等には送付済みのため、そこで見られても良いし、新免議員経由で連絡をいただければ私の方で別途送付させていただきもする。

過去、小学校・中学校・高校、予備校、大学生までで小学校3年生以外は全学年、更には分数の足し算のできない中学3年生から東大進学者まで教えたという経験と、荒れた学校から進学校まで貴重な教育の現場を十二分に見てきた上に、自らもエリートと落ちこぼれの両方の世界を経験したという人間で、同時に大学・大学院で分析能力の訓練を受けてきた人間が記したものであり、必ず一考に値すると考えている。

研究費用があれば、本格的に「教育聖域論」への問題を実証するが、今回は本題と違うため簡単に記している。特に、労基法違反と根っこが同一だからである。更に、これらの文書と今回のこの文章の中から特殊法人の体質の問題点【参考—20】を汲（く）み取っていただきたい。

## 【参考—20】

私の件でのお願いへの代償になると信じて、（第二の国鉄被害を防ぐ目的で）特殊法人研究として雇用促進事業団の具体的事例と教育に関する今日の学校崩壊の典型的事例である岡短の荒廃化の過程を分析した「特殊法人の問題点と教育聖域論への問題提起」を1999年、2000年、2004年には同封して送付していた。そして送付に当たって以下の内容を本文に記していた。

「ゆっくり読んでいただければ、国家財政に絡む第二の国鉄問題予備軍の特殊法人81団体の問題のみならず、各政党の教育政策への大きな参考になると客観的に考えている。財政問題の視点から『Imidas 1998』を基に計算すると特殊法人の負債総額は約112兆円であるが、隠れ借金その他を考慮すると国に転嫁される危険のある額は約200兆円に上るかもしれない（借金の清算の段階で借金が増えた国鉄が良い例である）。国鉄が全盛期の頃、その存在に疑問を投げかける声は低く、政治学・行政学者はこうした分野では右へ倒れと俗に言う官僚論のみに焦点をあて、国鉄等の分析を十分に行うことを怠り、その危機を警告しなかったという怠慢があった。同様に現在の特殊法人（現・独立行政法人）の点検が極めて後れており、それが膨大な第二の国鉄を生む危険があるということである。

ここには、国・地方自治体の経済的崩壊とケインズ理論の行き詰まりの顕著な症状があることから、特殊法人・雇用促進事業団に関する文章は政党にとっても極めて重要な問題提起になると考えている。それ以上に教育問題の視点から、この親方日の丸主義と今日の教育荒廃問題との関係を具体的事例から分析しており、これは他の教育機関の悪い意味での理念型モデルであるため、教育全般の荒廃現象の今日的形態を分析する上で参考になると考えている。これらも、今回この手紙を労働省（現厚生労働省）及び雇用促進事業団のみならず、主要政党及びマスコミに送付した理由の一つである。また、こうした岡短の教育の崩壊現象と私の労基法違反被害の根が同一であることから、私の問題をより鮮明にする目的でも今回……を同封させていただいた。」

ところが、無視され「機構」は2003年に施設の投売り、次にほぼ同年に580億円余りをかけて「私の仕事館」をつくり毎年赤字を垂れ流していた。私は1999年頃から先の文書で主要政党などに警告をしていたのであるが、そこで、今回主要政党に原則として一つを目処（めど）として、岡短の事例から（一部内部告発も含め）親方日の丸の現状を分析した拙著『親方日の丸』を同封させていただいた次第である。

### 【2015年追記】

雇用・能力開発機構は、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成23年法律第26号）の施行（2011年10月1日）により廃止された。しかし、以下の点に注意していただきたい。以下、拙著『親方日の丸第一部・親方日の丸の組織構造』から引用する。

甘利氏と榊添氏の会談のことは、昨日の如く、私は今でも覚えている。ただし、注意してもらいたいのは、雇用能力開発機構は解体ではなく、衣替えの可能性があることである。雇用促進事業団が肥大化したため、一部の分野を1971年に障害者雇用促進協会として独立させた。この障害者雇用促進協会が、2003年に独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構となり、2011年には独立行政法人雇用・能力開発機構から職業能力開発等の業務の移管に伴い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称が変更された。簡単に言えば、田舎の本家がバッシングされたので、分れ家の名前を借りて存続している危険性である。実際に、2013年9月、委託職員が職業訓練の委託先NPO法人に抜き打ち検査日を事前に漏洩し、見返りに金銭を受け取っていたことが発覚した（官製談合）。

現在、高齢・障害・求職者雇用支援機構の分析を行っていないが、雇用能力開発機構の癌が蔓延する予感がしている。私の杞憂であればよいが、先の官製談合などが既に起こっている。また、これから述べる厚生労働省系大専大問題が未だに存続している問題もある。《引用終了》

### 【2016年8月17日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、このPDF配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、全て、旧ペーパー版用原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫HP」の中で行っている。下記アドレスが該当する。

<http://h-takamasa.com/service.html>

#### ④参考

公式HP → <http://takahama-chan.sakura.ne.jp/>

安らぎ文庫HP → <http://h-takamasa.com/>